

令和 7 年度 石川地方最低賃金審議会

第 1 回 運営小委員会

令和 7 年 8 月 21 日（木）

午前 10 時 00 分から午前 11 時 30 分まで

金沢駅西合同庁舎 2 階 共用第 2 会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- （ 1 ） 委員長、委員長代理の選出について
- （ 2 ） 石川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程について
- （ 3 ） 特定（産業別）最低賃金の改正の必要性について
- （ 4 ） その他

3 閉 会

令和7年度 石川地方最低賃金審議会 第1回 運営小委員会

【資料目次】

ページ

□ 石川地方最低賃金審議会 運営小委員会 運営規程（案）	1
□ 石川地方最低賃金審議会 運営規程	3
□ 石川地方最低賃金審議会 石川県最低賃金専門部会 運営規程	5
□ 第1回 運営小委員会 委員及び出席者名簿	7
□ 特定最低賃金とは	9

【最低賃金法（抄）】【特定最低賃金の改正の申出】

□ 令和7年度 特定（産業別）最低賃金改正申出書（写）、審査結果表	13
---	----

略称：【繊維】【一般機械】【自動車】【電気機械】【百貨店】

□ （参考資料）前回の運営小委員会資料	33
---------------------------	----

【石川県最低賃金額の推移】

【全国・特定（産業別）最低賃金額決定状況】

【全国の特定最低賃金の審議・改正結果】

□ 各種経済指標	39
----------------	----

【月例経済報告（R7.7）】

【管内経済情勢報告（R7.7）】

【主要データ集（R7.8）】

石川地方最低賃金審議会 運営小委員会運営規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、石川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する小委員会（以下「運営小委員会」という。）の議事に関し、最低賃金法、最低賃金審議会令及び石川地方最低賃金審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（審議事項）

第2条 運営小委員会は、審議会運営の基本的な事項について審議し又は意見を交換するものとする。

（委員長）

第3条 運営小委員会に委員長を置く。

2 委員長は、公益を代表する委員のうちから選任する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ前項の規定の例により選任された者が委員長の職務を代理する。

（会議の招集）

第4条 運営小委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が必要と認めたときのほか、石川労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、第1回会議は、審議会会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、委員長に通知しなければならない。

3 委員長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

（委員の欠席）

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知するものとする。

（会議における発言）

第6条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けるものとする。

3 委員会は、委員長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

（会議の公開）

第7条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合等には、委員長は会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる

(審議会への報告)

第8条 委員長は、会議の審議結果について、その都度、審議会会長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、運営小委員会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年8月〇〇日から施行する。

石川地方最低賃金審議会運営規程

令和 3 年 7 月 8 日改正

(規程の目的)

第1条 この規程は、石川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、石川労働局長（以下「労働局長」という。）又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、労働局長に通知するものとする。

4 委員の全員が新たに任命された場合、並びに会長及び会長代理ともに欠けた場合における会長を選挙するための会議は、労働局長が招集する。

5 第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の理由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に通知するものとする。

(会議における発言)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

- 第6条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

- 第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 前二項の規定は、小委員会について準用する。

(意見及び建議の提出)

- 第8条 会長は、審議会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書を、それぞれ議事録の写を付して、その都度、労働局長に送付するものとする。

(小委員会の議事運営)

- 第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会に諮って定める。

(規程の改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年6月26日から施行する。

石川地方最低賃金審議会
石川県最低賃金専門部会運営規程

令和 3 年 7 月 8 日改正

（規程の目的）

第 1 条 この規程は、石川地方最低賃金審議会に設置する石川県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（会議の招集）

第 2 条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、石川労働局長（以下「局長」という。）又は公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員を含む 3 人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、第 1 回会議は、局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の 1 週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第 3 条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

（会議における発言）

第 4 条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

（会議の公開）

第 5 条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、その都度、石川地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年7月30日より施行する。

令和 7 年度 石川地方最低賃金審議会 第 1 回運営小委員会

委員及び出席者名簿

(令和 7 年 8 月 21 日現在・五十音順)

区分	氏 名	現 職
公益代表	木 村 弘 き むら ひろし	ののいち法律事務所 弁護士
	長 澤 裕 子 なが さわ ひろ こ	坂井法律事務所 弁護士
	舟 橋 秀 明 ふな ばし ひで あき	国立大学法人 金沢大学 大学院法学研究科 法務専攻 准教授
労働者代表	九 野 光 佑 く の こう すけ	JAM北陸 副書記長
	西 田 翔 にし だ しょう	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 石川地方協議会 事務局長
	みなみ 南 芳 雄 よし お	日本労働組合総連合会石川県連合会 副事務局長
使用者代表	敷 波 利 子 しき なみ とし こ	株式会社 シキナミ 代表取締役
	はし 橋 本 政 人 はし もと まさ と	一般社団法人 石川県経営者協会 専務理事
	やま 山 下 活 博 かつ ひろ	石川県商工会連合会 専務理事

区分	氏 名	現 職
参 考 人 (オブザーバー)	いし の ひろ ゆき 石 野 弘 幸	株式会社金沢丸越百貨店 常務取締役
	さか い つとむ 酒 井 努	UAゼンセン石川支部 次長

区分	氏 名	官 職
事 務 局	ほそ かい ひろ ゆき 細 貝 浩 之	労働基準部長
	かわ の ひで とし 河 野 英 俊	賃金室長
	いし ま やす と し 石 間 康 時 士	賃金室長補佐
	みなみ で きよ かず 南 出 清 一	給付調査官
	はる な ち え 春 名 千 枝	賃金調査員

◆ 特定最低賃金とは

特定最低賃金（最低賃金法第15条から第19条）

- ▶ 企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの
- ▶ 産業又は職業ごとに適用
適用対象使用者や、適用対象労働者が細かく規定されている
- ▶ その決定は、労使のイニシアティブにより決まる
※法令上、全ての都道府県に特定最低賃金を定めなくてはならないような義務はなく、あくまで、各地域（都道府県）の労使の意向により定められる
- ▶ 特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければならない（法第16条）
※申出後の調査審議の途中で、申出内容における決定又は改正額が地域別最低賃金を下回った場合についても、決定又は改正はできない
- ▶ 労働協約ケースにおける特定（産業別）最低賃金の決定は、関係労使が合意した協約額を基礎とし、労働協約の最下限額を上回る決定はできない
※公正競争の場合も、労働協約ケースとの均衡に鑑み、同様の取り扱いとなる

最低賃金法（抄）

第3節 特定最低賃金

（特定最低賃金の決定等）

第15条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。

3 第10条第2項及び第11条の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第2項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替えるものとする。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第2項の決定をする場合において、前項において準用する第11条第2項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第3項の規定による最低賃金審議会の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。

5 第10条第2項の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

第16条 前条第2項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

第17条 第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、同項の規定により決定され、又は改正された特定最低賃金が著しく不適當となつたと認めるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる。

（派遣中の労働者の特定最低賃金）

第18条 派遣中の労働者については、その派遣先の事業と同種の事業又はその派遣先の事業の事業場で使用される同種の労働者の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第4条の規定を適用する。

（特定最低賃金の公示及び発効）

第19条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 第15条第2項の規定による特定最低賃金の決定及び特定最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条第2項及び第17条の規定による特定最低賃金の廃止の決定は、前項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

◆ 特定最低賃金の決定・改正・廃止の申出

○関係労使の申出により、地方最低賃金審議会において、決定、改正及び廃止の調査審議を行う。

○申出の要件は中央最低賃金審議会において労使で合意されたもの(※)

※「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)

労働協約ケース： 関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数(原則として1000人以上)に適用される賃金の最低額に関する合意(労働協約)がある場合

新しく決定する場合の申出の要件

- ① 基幹的労働者の2分の1以上が労働協約の適用を受けること
- ② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること

改正・廃止する場合の申出の要件

- ① 基幹的労働者の概ね3分の1以上が労働協約の適用を受けること
- ② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること

公正競争ケース： 事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合

新しく決定する場合の申出の要件

- 企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合(注)

改正・廃止する場合の申出の要件

- 適用される労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意による申出等

(注)

「公正競争ケース」は、設定方式として一定の定量的要件を付した「労働協約」ケースとは異なり、申出の内容は個別の事案により種々異なることが想定され、また賃金格差の程度についてもその生ずる要因は多様であり、申出の要件として定量的要件を一律に付すことは適当ではない。

(中略)

なお、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね1／3以上のものの合意による申出があったものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい。

「中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告」(平成4年5月15日中央最低賃金審議会了承)

綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金の改正申出審査結果表

労働協約ケース

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考		
				申出労働 組合数 (合意を含む)	所属 事業場数 (産業)	基幹的 労働者数			
申出事項	石川県	E111 紡績業 但しE1111～1113、 1117、1118を除く E114 染色整理業 但しE1144、1145 を除く E1151 網製造業 E1152 魚網製造業 E1153 網地製造業 (魚網を除く) L7282 純粋持株会社	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、 糸切り、糸継ぎ、糸巻き替え、かせ取り、経通し、 管巻き、検反、検品、篠替え、玉揚げ、台掃除、染色・精錬の準備、綱・網の製造又はその他の補助作業の業務に主として従事する者 (5) 賄い、軽易な運搬又は下回り等の雑役の業務に主として従事する者 を除く	E111	0	E111	0	0	45.46%
				E114	4	E114	4	1,040	
				E115	1	E115	1	77	
				L7282	0	L7282	0	0	
				計	5	計	5	計 1,117	
審査結果	同上	同 上	適用労働者数（基幹的労働者数） 2,457人 (推定)	E111	0	E111	0	0	
				E114	4	E114	4	1,040	
				E115	1	E115	1	77	
				L7282	0	L7282	0	0	
				計	5	計	5	計 1,117	
新産別最賃 の運用方針 (要旨)		新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている 場合に行われるものであること。							
61.2.14 中賃答申		参考 2,457 ÷ 3 ≡ 819 1,117 ÷ 2,457 ≡ 45.46%							

石川労働局長
八木 健一 殿



令和7年 7月24日

石川県支部
田 2-3-
葉

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金の改定決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申出る。

記

1. 申出するものが代表する基本的労働者の範囲

石川県において、綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業を営む使用者に使用される労働者 2, 457名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金改正の改定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

当該特定最低賃金の改定を求める関係産業労使の労働協約適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

- (1) 現在適応されている法定最低賃金額 時間額 782円(984円)
- (2) 労使合意を得た適応を受けるべき労働者数 令和7年7月現在 1, 117名
- (3)
$$\frac{\text{賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 } 1, 117}{\text{上記2を営む使用者に使用されている労働者数 } 2, 457} = 45.46\%$$
- (4) 労働協約の賃金の最も低い額 1, 068円/時間

5. 添付書類

- (1) 当該特定最低賃金の改定を求める関係産業労使協定の写し
- (2) 当該特定最低賃金の改定を求める労働者側の合意書(委任状)
- (3) 当該特定最低賃金の改定を求める使用者側の合意書(委任状)
- (4) 当該特定最低賃金の改定を求める関係労使の事業所と関係労使の合意書および当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
- (5) 当該特定最低賃金の改定を求める関係産業労使の事業所の所定労働時間等

以 上

当該特定最低賃金の改定を求める関係労使の事業所の所定労働時間等

番号	組合名	(18歳)高卒初任給	換算時間額	年間所定労働時間	月間所定労働時間
1		138,800	1,199	1890.00	157.50
2		180,000	1,093	1976.25	164.68
3		175,900	1,068	1976.00	164.67
4		186,000	1,146	1948.20	162.35
5		180,000	1,143	1890.00	157.50

当該特定最低賃金の改定を求める関係労使の事業所と関係労使の合意書および当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数①

番号	改定に合意している労働組合名および事業所名	事業所の所在地	労働協約	労働組合の合意書 (委任状)	当該使用者の合意書 (委任状)	組合員数
1			有	有		856
2			有	有		22
3			有		有	77
4			有	有		80
5			有	有	有	82
6			有			
7			有	有		
8			有		有	
						1117

当該特定最低賃金の改定を求める関係労使の事業所と関係労使の合意書および当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数②

番号	改定に合意している労働組合名および事業所名	事業所の所在地	労働協約	労働組合の合意書 (委任状)	当該使用者の合意書 (委任状)	組合員数
1			有 (未満もしくは差が少ないため未提出)	有		26
2			有 (未満もしくは差が少ないため未提出)		有	
3			有 (未満もしくは差が少ないため未提出)	有		30
4			有 (未満もしくは差が少ないため未提出)		有	
						56

当該特定最賃の改定を求める事業所および関係産業労使の合意書とその基幹的労働者の概数

番号	改定に合意している労働組合名および事業所名	事業所の所在地	労働組合の合意書 (委任状)	当該使用者の合意書 (委任状)	組合員数
1			有		94
2			有		20
3				有	
4				有	22
5				有	
6				有	19
7				有	
8				有	82
9				有	116
					353

17

2025年7月16日

石川労働局長
八木健一 様

市 中町ソ
宮崎 敏

申出書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定を求める申し出を行なうことに合意し、下記のとおり申し出る。

記

- 1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者25,863名
- 2 改正の決定を申出る最低賃金の件名
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金
- 3 申出の内容
上記2の最低賃金の改正決定を求める。
なお最低賃金額は最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 4 申出の理由
申出産業においては、同種の基幹的労働者について次のとおり産業別最低賃金の決定を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

◆現在適用されている法定最低賃金 = 1,040円/H

◆合意を得た適用受けるべき労働者 2025年7月時点 11,051名

$$\text{◆合意率} = \frac{11,051}{25,863} = 42.73\%$$

5 添付書類
(1)賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写。
(2)組織における合意を表す機関決定の写。
(3)申出合意および委任状。
(4)石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金事業所数と労働者数の概要および改正に合意する者の概数。
(5)公正競争ケース申請における疎明資料。
(6)労働組合員以外の労働者の個人署名。 ※今回は提出しません。

以上



石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の決定に合意する者の数および事業所内訳

2025年7月現在

	事業所名	産業分類	労働組合名	合意別 分類	協定 時間額	合意する者 の数	備 考
1		E263		労働協約	1, 105	286	
2		E291		組合決議		128	
3		E264		組合決議		55	
4		E264		組合決議		9	
5		E263		労働協約	1, 120	731	
6		E262		組合決議		127	
7		E248		組合決議		30	
8		E248		組合決議		76	
9		E253		組合決議		26	
10		E245		組合決議		22	
11		E259		組合決議		58	
12		E291		組合決議		177	
13		E262		労働協約	1, 250	359	
14		E264		組合決議		131	
15		E262		組合決議		185	
16		E253		労働協約	1, 100	169	
17		E263		労働協約	1, 354	302	213, 000円÷157. 32H/月
18		E248		組合決議		259	
19		E262		組合決議		174	
20		E262		組合決議		77	
21		E262		労働協約	1, 250	2, 802	
22		E269		労働協約	1, 250	399	
23		E262		組合決議		116	
24		E269		組合決議		20	
25		E253		労働協約	1, 110	1, 047	
26		E262		組合決議		26	
27		E262		組合決議		22	
28		E260		組合決議		5	
29		E259		労働協約	1, 122	442	184, 460円÷161. 46H/月
30		E259		労働協約	1, 122	65	184, 460円÷161. 46H/月
31		E259		組合決議		113	
32		E266		組合決議		39	
33		E253		労働協約	1, 165	44	188, 800円÷162H/月
34		E262		組合決議		56	
35		E253		労働協約	1, 114	159	179, 000円÷160. 67H/月
36		E264		労働協約	1, 344	2, 026	
37		E266		組合決議		30	
38		E253		組合決議		135	
39		E249		組合決議		124	
				合意者 合計		11, 051	
				合意率		42. 73%	11051÷25863
				協定者 合計		8, 831	
				協定率		34. 15%	8831÷25863
				適用労働者数		25, 863	合意率（協定率）分母

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等
その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・
送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業の
最低賃金改正申請のための疎明資料

上記業種における企業間の賃金格差は下記のとおりであり、よって公正競争を確保する
点でも特定(産業別)最低賃金の改正が必要である。

2024年10月時点の賃金実態

企業名 (組合名)	企業規模 組合員数	平均 基本賃金				
		全体	25歳	30歳	35歳	40歳
A 労組	500人以上	306,348	220,397	253,583	284,712	315,660
B 労組	500人以上	273,951	218,244	242,167	274,299	299,873
C 労組	201～500人	281,204	220,246	256,221	272,632	280,966
D 労組	201～500人	291,365	214,519	242,735	271,774	304,628
E 労組	101～200人	271,682	233,088	280,078	285,151	262,495
F 労組	101～200人	277,602	217,000	237,800	262,000	277,875
G 労組	100人以下	258,625	209,500	243,045	242,793	269,820
H 労組	100人以下	228,656	200,199	194,692	206,645	217,996
	平均	273,679	216,649	243,790	262,501	278,664

2025年賃上げ実態

	平均		賃上げ実績	
	賃金	年齢	金額	率
A 労組	315,001	44.6	***	***
B 労組	287,230	36.7	11,500	4.00%
C 労組	274,601	39.1	13,993	5.10%
D 労組	298,407	41.1	11,153	3.74%
E 労組	271,072	37.3	11,053	4.08%
F 労組	270,393	40.4	13,000	4.81%
G 労組	264,202	38.0	7,011	2.65%
H 労組	220,000	43.0	4,300	1.95%
	275,113	40.0	10,287	3.74%

※平均賃金・年齢は、要求時点での基礎数値です。

以 上

自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業関係最低賃金の改正申出審査結果表

労働協約ケース

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考
				申出労働 組合数 (合意を含む)	所属 企業数 (産業)	基幹的 労働者数	
申出事項	石川県	E310 管理、補助的活動を行う 事業所	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操 作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰 め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又 は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で 行う業務を除く。）に主として従事する者 を除く	E310 0	E310 0	0	36.18%
		E311 自動車・同附属製造業		E311 2	E311 2	1,479	
		E3191 自転車・同部分品製造業		E3191 0	E3191 0	0	
		L7282 純粋持株会社		L7282 0	L7282 0	0	
		計 2		計 2	計 1,479		
審査結果	同上	同 上	同 上 適用労働者数（基幹的労働者数） 4,088人 (推定)	E310 0	E310 0	0	
				E311 2	E311 2	1,479	
				E3191 0	E3191 0	0	
				L7282 0	L7282 0	0	
				計 2	計 2	計 1,479	
新産別最賃 の運用方針 (要旨)		新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている 場合に行われるものであること。					
61.2.14 中賃答申			参考	4,088 ÷	3	≒ 1,363	
				1,479 ÷	4,088	≒ 36.18%	

2025年7月16日

石川労働局長
八木健一 様

J

中町、
宮崎

申出書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定を求める申し出を行なうことに合意し、下記のとおり申し出る。

記

- 1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
石川県において、自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者4,088名
- 2 改正の決定を申出る最低賃金の件名
石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金
- 3 申出の内容
上記2の最低賃金の改正決定を求める。
なお最低賃金額は最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 4 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

◆現在適用されている法定最低賃金 = 1,040円/H

◆最も低い労働協約の賃金額 = 1,125円/H

◆賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1,479名

◆労働協約率 $\frac{1,479}{4,088} = 36.18\%$
- 5 添付書類
(1) 賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写。
(2) 申出合意および委任状。
(3) 石川県における自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業の事業所数と労働者の概要および労働協約の適用労働者の概数。

以上



石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定に合意する者の数および事業所内訳

2025年7月現在

	事業所名	産業分類	労働組合名	合意別分類	協定時間額	合意する者の数	備 考
1		E3191		組合決議		229	
2		E311		労働協約	1, 163	806	187, 100円÷160. 97H/月
3		E311		労働協約	1, 125	673	181, 000円÷160. 97H/月
4		E311		組合決議		59	
合意者 合計						1, 767	
合意率						43. 22%	1767÷4088
協定者 合計						1, 479	
協定率						36. 18%	1479÷4088
適用労働者数						4, 088	合意率（協定率）分母

労働協約ケース

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考
				申出労働 組合数 (合意を含む)	所属 事業場数 (産業)	基幹的 労働者数	
申出事項	石川県	E281 電子デバイス製造業 E282 電子部品製造業 E283 記録メディア製造業 E284 電子回路製造業 E285 ユニット部品製造業 E289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 E290 管理、補助的経済活動を行う事業所（E293・E296に限る） E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 E293 民生用電機機械器具製造業 E294 電球・電気照明器具製造業 E296 電子応用装置製造業 E301 通信機械器具・同関連機械器具製造業 E302 映像・音響機械器具製造業 E303 電子計算機・同付属装置製造業 L7282 純粋持株会社	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、包装又は箱詰めの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 を除く	E281 3 E282 0 E283 0 E284 0 E285 0 E289 0 E290 0 E291 3 E293 0 E294 1 E296 0 E301 0 E302 0 E303 2 L7282 0 計 9	E281 3 E282 0 E283 0 E284 0 E285 0 E289 0 E290 0 E291 3 E293 0 E294 1 E296 0 E301 0 E302 0 E303 2 L7282 0 計 9	2,193 0 0 0 0 0 0 483 0 215 0 0 0 1,185 0 計 4,076	34.29%
審査結果	同上	同 上	同 上 <				

令和7年7月16日

石川労働局長
八木 健一 様

石川県電気機械器具製造業最低賃金事務局
石川県金沢市西念3丁目3番5号
全日本電機・電子・情報関連産業
労働組合連合会 石川県協議会
議長 〇

申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

石川県において、電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

11,888名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹労働者の範囲

石川県において、電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次にあげる者は除く。

- (1) 18歳未満または65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6か月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃または片付けの業務に主として従事する者

3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金

4. 申し出の内容

上記3項の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。



5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

$$\frac{\text{賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数}}{\text{1項の基幹的労働者数}} = \frac{4,076 \text{ 名}}{11,888 \text{ 名}} = 34.3\%$$

$$\left[\begin{array}{ll} \text{最も低い労働協約の賃金額} & = 1,101 \text{ 円／時間額} \\ \text{現在、適用されている法定最低賃金額} & = 1,008 \text{ 円／時間額} \end{array} \right]$$

6. 添付書類

- ①労働協約 適用最低賃金
- ②労働協約 適用労働者数
- ③労働協約の写
- ④所定労働時間数および所定労働日数
- ⑤申出合意書および委任状

以 上

令和7年 労働協約 適用最低賃金

(単位：円)

No.	産業分類	労働組合名	時間額	月額
1	E281		1,182	186,000
2	E303		1,267	190,000
3	E281		1,267	195,500
4	E281		^{*1} <u>1,198</u>	186,500
5	E29		1,101	179,000
6	E303		1,296	200,000
7	E294		1,111	^{*2} <u>178,904</u>
8	E29		^{*3} <u>1,301</u>	200,000
9	E29		^{*4} <u>1,250</u>	195,000
		最低金額（計算値は除く）	1,101	179,000
		最高金額（計算値は除く）	1,296	200,000
		平均（9組合単純平均）	1,219	190,156

注：金額は、協定書に記載された金額。平均は、各組合の値の単純平均。最高金額、最低金額は、計算値（下記）は除く。

※1 は、最低賃金月額×12 か月と年間所定時間（1867.75 時間）から算出。

※2 は、最低賃金時間額と月間所定時間（161.03 時間）から算出。

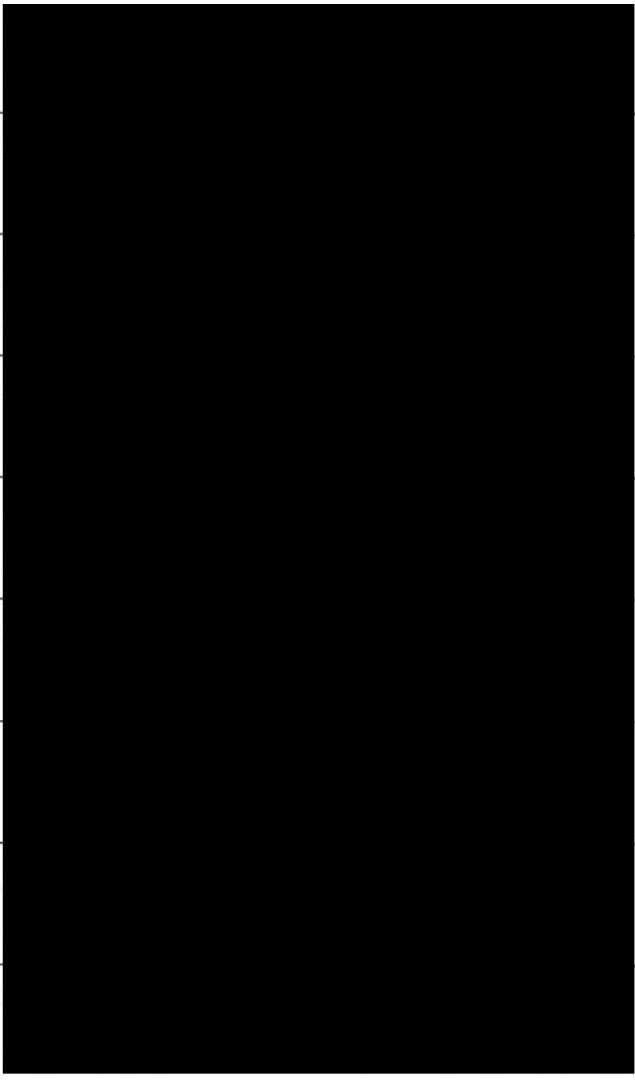
※3 は、最低賃金月額と月間所定時間（153.70 時間）から算出。

※4 は、最低賃金月額×12 か月と年間所定時間（1875.5 時間）から算出。

合意する者の使用者内訳

令和 7 年 労働協約 適用労働者数

(単位：人)

No.	産業分類	上段：使用者名／下段：労働組合名	適用労働数
1	E281		1,000
2	E303		1,160
3	E281		836
4	E281		357
5	E29		171
6	E303		25
7	E294		215
8	E29		65
9	E29		247
		合 計	4,076

百貨店，総合スーパー最低賃金の改正申出審査結果表

労働協約ケース

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考		
				申出労働 組合数 (合意を含む)	所属 事業場数 (産業)	基幹的 労働者数			
申出事項	石川県	I560 管理、補助的経済 活動を行う事業所 I561 百貨店，総合スーパー	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 を除く	I560	0	I560	0	0	78.97%
				I561	4	I561	24	2,861	
				計	4	計	24	計 2,861	
審査結果	同上	同 上	同 上 適用労働者数（基幹的労働者数） 2,282人 (推定)	I560	0	I560	0	0	
				I561	4	I561	13	1,802	
				計	4	計	13	計 1,802	
新産別最賃 の運用方針 (要旨)		新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に 行われるものであること。							
61.2.14 中賃答申		参考 2,282 ÷ 3 ≒ 761 1,802 ÷ 2,282 ≒ 78.97%							

令和7年7月17日

石川労働局長
八木 健一 殿

石川県労働局 県支部
〒920-8501 石川県金沢市
支庁 2-3-1

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金の改定決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申出る。

記

1. 申出するものが代表する基本的労働者の範囲

石川県において、百貨店、総合スーパーマーケットを営む使用者に使用される労働者
2, 282名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

「石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金」

3. 申出の内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

(1) 現在適応されている法定最低賃金額 時間額 994円

(2) 合意を得た適応を受けるべき労働者数 令和7年7月現在 2, 861名

(3) 合意率
$$\frac{2, 861}{2, 282} = 125.4\%$$

5. 添付書類

- (1) 賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写し
- (2) 組織における合意を表す機関決定（決議書）の写し
- (3) 申出合意及び委任状の写し
- (4) それぞれの合意の効力が及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、および当該地域内の組織一覧。

以 上



百貨店,総合スーパー最低賃金の改正に関する疎明資料(令和7年度)

番号	申出を行った労働組合の名称	事業所(店舗)の名称	事業所の所在地	産 業	分類	組合員数
1				総合スーパー	I561	239
				総合スーパー	I561	155
				総合スーパー	I561	220
				総合スーパー	I561	222
				総合スーパー	I561	153
				総合スーパー	I561	116
				総合スーパー	I561	285
				総合スーパー	I561	108
				総合スーパー	I561	301
				総合スーパー	I561	301
2				総合スーパー	I561	110
				総合スーパー	I561	116
				総合スーパー	I561	55
				総合スーパー	I561	50
				総合スーパー	I561	35
3				総合スーパー	I561	25
				総合スーパー	I561	42
				総合スーパー	I561	19
				総合スーパー	I561	22
				総合スーパー	I561	23
4				総合スーパー	I561	15
				総合スーパー	I561	8
				総合スーパー	I561	121
				総合スーパー	I561	120
						2861

令和7年度 石川県百貨店、総合スーパー最低賃金改定申し入れ 《疎明資料》

労使協定における最低賃金の内容と所定内労働時間

組合名	(18歳)高卒初任給	最低月額	最低日額	最低時間額	換算時間額	年間所定労働時間	月間所定労働時間(1日)
[Redacted]	209,000	199,000	9,952	1,244	1,244	1920h	160h (8.0h)
	210,000	210,000	10,082	1,260	1,260	2000h	166.64h (8.0h)
	200,000	190,000	9,179	1,149	1,149	1984h	165.33h (8.0h)
[Redacted]							
	200,350	200,350	9,406	1,174	1,174	2048h	170.7h (8.0h)
[Redacted]							

企業間の賃金格差は上記の通りである。よって公正競争を確保する点でも産業別最低賃金の改正が必要である。

【参考資料】

令和6年度 第2回運営小委員会資料

令和7年3月13日開催

石川県 最低賃金額の推移(平成23年度～令和7年度)

		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
地域別最低賃金	石川県最低賃金	687	693	704	718	735	757	781	806	832	833	861	891	933	984	1,054
	引上額(円)	1	6	11	14	17	22	24	25	26	1	28	30	42	51	70
	引上率(%)	0.15	0.87	1.59	1.99	2.37	2.99	3.17	3.20	3.23	0.12	3.36	3.48	4.71	5.47	7.11
	目安額	1円	4円	10円	14円	16円	22円	24円	25円	26円	示さず	28円	30円	40円	50円	63
	発効年月日	H23.10.20	H24.10.6	H25.10.19	H26.10.5	H27.10.1	H28.10.1	H29.10.1	H30.10.1	R1.10.2	R2.10.7	R3.10.7	R4.10.8	R5.10.8	R6.10.5	8/12答申
特定(産業別)最低賃金	綿紡績等 ※1	時間額(円)	718	721	726	735	745	758	782	(石川県最低賃金適用)						
		引上額(円)	2	3	5	9	10	13	24							
		引上率(%)	0.28	0.42	0.69	1.24	1.36	1.74	3.17							
		発効年月日	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31							
	機械器具等 ※2 自動車等 ※3	時間額(円)	815	820	826	836	849	863	880	900	920	922	946	971	1,000	1,040
		引上額(円)	4	5	6	10	13	14	17	20	20	2	24	25	29	40
		引上率(%)	0.49	0.61	0.73	1.21	1.56	1.65	1.97	2.27	2.22	0.22	2.60	2.64	2.99	4.00
		発効年月日	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R1.12.31	R3.1.10	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31	R6.12.31
	電子部品等 ※4	時間額(円)	758	763	770	781	795	810	826	847	868	870	896	923	963	1,008
		引上額(円)	4	5	7	11	14	15	16	21	21	2	26	27	40	45
		引上率(%)	0.53	0.66	0.92	1.43	1.79	1.89	1.98	2.54	2.48	0.23	2.99	3.01	4.33	4.67
		発効年月日	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R1.12.31	R2.12.31	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31	R6.12.31
	百貨店等 ※5	時間額(円)	770	775	781	790	800	811	820	840	860	865	890	915	950	994
		引上額(円)	4	5	6	9	10	11	9	20	20	5	25	25	35	44
		引上率(%)	0.52	0.65	0.77	1.15	1.27	1.38	1.11	2.44	2.38	0.58	2.89	2.81	3.83	4.63
		発効年月日	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R1.12.31	R2.12.31	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31	R6.12.31

※1 石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金

※2 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金

※3 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金

※4 石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金

※5 石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

全国・特定（産業別）最低賃金額決定状況（令和6年度）

◆電気機械器具製造業関係

都道府県	(参考) 地域別 最賃	改定額	効力発生日
北海道	1,010	1,049	R6.12.1
青 森	953	968	R6.12.21
岩 手	952	975	R7.1.22
宮 城	973	1,012	R6.12.15
秋 田	951	958	R6.12.25
山 形	955	996	R6.12.25
福 島	955	(880)	(R4.12.30)
茨 城	1,005	1,052	R6.12.31
栃 木	1,004	1,056	R6.12.31
群 馬	985	1,056	R6.12.28
埼 玉	1,078	1,105	R6.12.1
千 葉	1,076	1,105	R6.12.25
東 京	1,163	(829)	(H22.12.31)
神奈川	1,162	(890)	(H27.3.1)
新 潟	985	(1,005)	(R5.12.27)
富 山	998	1,002	R6.12.26
石 川	984	1,008	R6.12.31
福 井	984	(857)	(R1.12.24)
山 梨	988	1,047	R6.12.27
長 野	998	1,032	R7.1.1
岐 阜	1,001	(965)	(R5.12.21)
静 岡	1,034	1,042	R6.12.21
愛 知	1,077	(901)	(H30.12.16)
三 重	1,023	1,031	R6.12.21
滋 賀	1,017	1,050	R6.12.31
京 都	1,058	1,074	R7.1.19
大 阪	1,114	1,127	R6.12.1
兵 庫	1,052	1,053	R6.12.1
奈 良	986	(891)	(R3.12.29)
鳥 取	957	963	R6.12.19
島 根	962	987	R6.12.27
岡 山	982	1,025	R6.12.25
広 島	1,020	1,045	R6.12.31
山 口	979	1,032	R6.12.15

都道府県	(参考) 地域別 最賃	改定額	効力発生日
徳 島	980	1,038	R6.12.21
香 川	970	1,030	R6.12.15
愛 媛	956	1,038	R6.12.25
高 知	952	(793)	(R1.12.29)
福 岡	992	1,071	R6.12.10
佐 賀	956	996	R6.12.19
長 崎	953	(864)	(R3.12.29)
熊 本	952	996	R6.12.15
大 分	954	996	R6.12.25
宮 崎	952	(831)	(R3.12.24)
鹿児島	953	(842)	(R3.12.17)

(地域別) 最低賃金 > 特定（産業別）最低賃金

◆一般機械器具製造業関係

都道府県	(参考) 地域別 最賃	改定額	効力発生日
山形	955	1,012	R6.12.25
茨城	1,005	1,055	R6.12.31
栃木	1,004	1,055	R6.12.31
群馬	985	1,056	R6.12.28
千葉	1,076	(922)	(H30.12.25)
東京	1,163	(832)	(H22.12.31)
神奈川	1,162	(857)	(H25.3.1)
石川	984	1,040	R6.12.31
福井	984	(933)	(R5.12.24)
長野	998	1,043	R6.12.12
愛知	1,077	(968)	(R3.12.16)
三重	1,023	(762)	(H15.12.15)
滋賀	1,017	1,060	R6.12.31
京都	1,058	(822)	(H20.12.31)
大阪	1,114	1,127	R6.12.1
兵庫	1,052	1,087	R6.12.1
奈良	986	(905)	(R3.12.29)
島根	962	1,068	R6.12.5
岡山	982	1,054	R7.1.9
広島	1,020	1,070	R6.12.31
徳島	980	1,070	R6.12.21
香川	970	1,092	R6.12.15
愛媛	956	1,049	R6.12.25
佐賀	956	1,010	R6.12.20
長崎	953	(875)	(R1.12.7)

◆輸送用機械器具製造業関係

都道府県	(参考) 地域別 最賃	改定額	効力発生日
秋田	951	1,020	R6.12.25
山形	955	1,012	R6.12.25
福島	955	1,005	R6.12.21
栃木	1004	1,064	R6.12.31
群馬	985	1,056	R6.12.28
埼玉	1,078	1,102	R6.12.1
東京	1,163	(838)	(H24.2.18)
神奈川	1,112	(855)	(H25.3.1)
富山	998	1,035	R6.12.27
石川	984	1,040	R6.12.31
山梨	988	1,029	R7.1.3
岐阜	1,001	1,057	R6.12.21
静岡	1,034	1,073	R6.12.21
愛知	1,077	1,081	R6.12.16
三重	1,023	1,047	R6.12.21
滋賀	1,017	1,062	R6.12.31
京都	1,058	1,076	R7.1.19
大阪	1,114	1,119	R6.12.1
兵庫	1,052	1,126	R6.12.1
島根	962	1,028	R6.11.30
岡山	982	1,039	R6.12.29
広島	1,020	1,048	R6.12.31
山口	979	1,088	R6.12.15
福岡	992	1,081	R6.12.10
熊本	952	1,019	R6.12.15
大分	954	997	R6.12.25

◆百貨店、総合スーパー

都道府県	(参考) 地域別 最賃	改定額	効力発生日
岩手	952	(800)	(H30.12.28)
富山	998	1,003	R6.12.26
石川	984	994	R6.12.31
福井	984	(840)	(R2.12.24)
和歌山	980	(869)	(R3.12.30)
島根	962	(905)	(R5.12.28)
山口	979	1,000	R6.12.15
福岡	992	1,000	R6.12.10
熊本	952	(855)	(R4.12.15)
鹿児島	953	(693)	(H26.12.26)

◆繊維工業関係

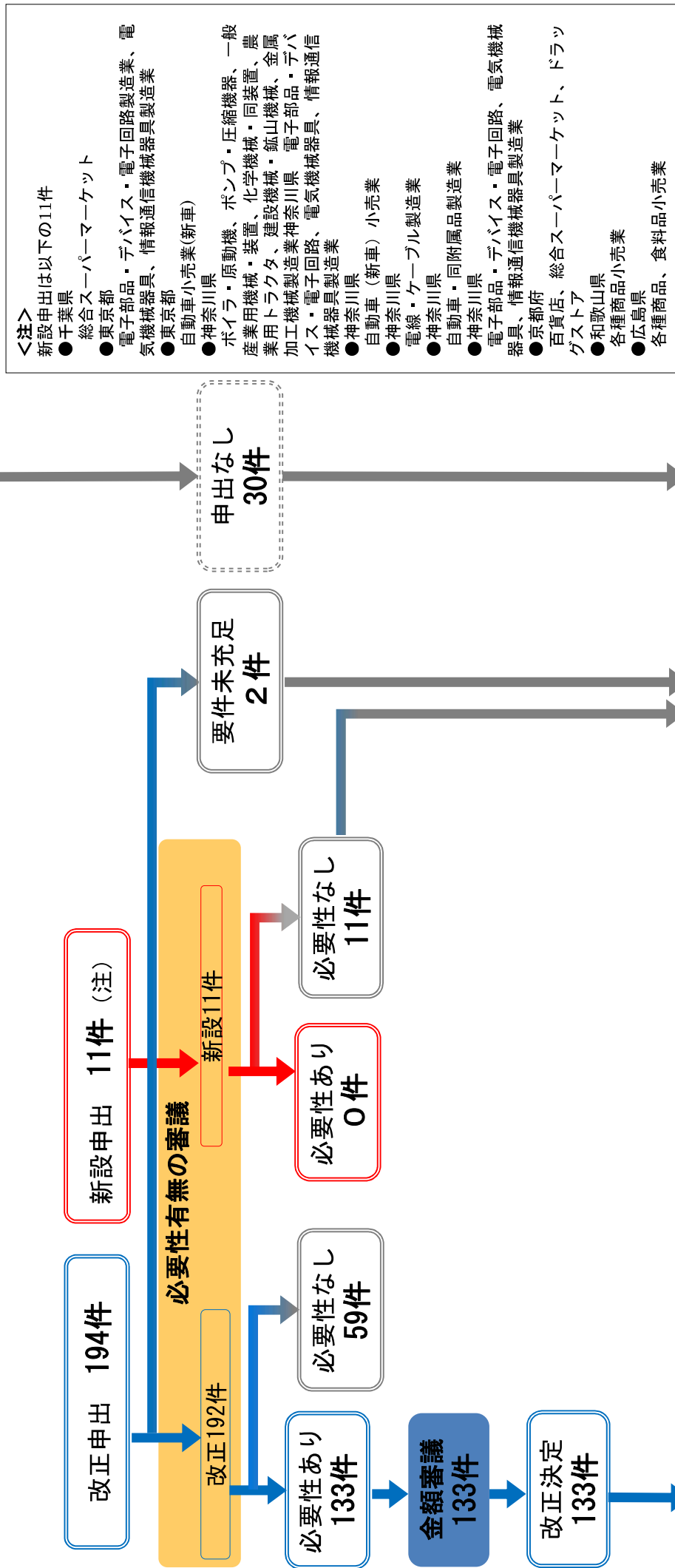
都道府県	(参考) 地域別 最賃	改定額	効力発生日
石川	984	(782)	(H29.12.31)
福井	984	(830)	(R1.12.24)
愛知	1,077	(732)	(H20.12.16)
滋賀	1017	(789)	(H28.12.30)
兵庫	1,052	(800)	(H28.3.1)

令和6年度の全国の特定最低賃金の審議・改正結果

公開

令和6年4月時点の特定最低賃金

224件（うち旧産別最低賃金2件） ※全国に適用される特定最低賃金1件を含む



令和7年3月時点の特定最低賃金
224件（うち旧産別最低賃金2件※）

※全国に適用される特定最低賃金1件を含む

月例経済報告

(令和 7 年 7 月)

— 景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。 —

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。

令和 7 年 7 月 29 日

内 閣 府

	6 月月例	7 月月例
基調判断	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。 先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。 先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。
政策態度	米国の関税措置について、政府を挙げて対応することを始め、経済財政運営に万全を期す。デフレ脱却を確かなものとするため、「経済あつての財政」との考え方に立ち、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現していく。 このため、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」及びその裏付けとなる令和6年度補正予算並びに令和7年度予算を迅速かつ着実に執行するとともに、4月25日に取りまとめた「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」の施策を実施する。また、「経済財政運営と改革の基本方針2025（仮称）」等を取りまとめる。 政府と日本銀行は、引き続き緊密に連携し、経済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていく。 日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。	米国の関税措置について、今般の日米間の合意を踏まえ、引き続き必要な対応を行いながら、経済財政運営に万全を期す。「経済財政運営と改革の基本方針2025～『今日より明日はよくなる』と実感できる社会へ～」に基づいて、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現していく。 このため、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」及びその裏付けとなる令和6年度補正予算並びに令和7年度予算を迅速かつ着実に執行するとともに、4月25日に取りまとめた「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」の施策を実施する。 政府と日本銀行は、引き続き緊密に連携し、経済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていく。 日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

	6 月月例	7 月月例
個人消費	消費者マインドが弱含んでいるものの、雇用・所得環境の改善の動きが続く中で、持ち直しの動きがみられる	消費者マインドの改善に遅れがみられるものの、雇用・所得環境の改善の動きが続く中で、持ち直しの動きがみられる
設備投資	持ち直しの動きがみられる	持ち直しの動きがみられる
住宅建設	おおむね横ばいとなっている	おおむね横ばいとなっている
公共投資	底堅く推移している	底堅く推移している
輸出	このところ持ち直しの動きがみられる	おおむね横ばいとなっている
輸入	このところ持ち直しの動きがみられる	持ち直しの動きがみられる
貿易・サービス収支	赤字となっている	赤字となっている
生産	横ばいとなっている	横ばいとなっている
企業収益	改善しているが、通商問題が及ぼす影響等に留意する必要がある	改善しているが、通商問題が及ぼす影響等に留意する必要がある
業況判断	このところおおむね横ばいとなっている	おおむね横ばいとなっている
倒産件数	おおむね横ばいとなっている	おおむね横ばいとなっている
雇用情勢	改善の動きがみられる	改善の動きがみられる
国内企業物価	緩やかに上昇している	このところ上昇テンポが鈍化している
消費者物価	上昇している	上昇している

(注) 下線部は先月から変更した部分。

月例経済報告

令和7年7月

総 論

（我が国経済の基調判断）

景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。

- ・個人消費は、消費者マインドの改善に遅れがみられるものの、雇用・所得環境の改善の動きが続く中で、持ち直しの動きがみられる。
- ・設備投資は、持ち直しの動きがみられる。
- ・輸出は、おおむね横ばいとなっている。
- ・生産は、横ばいとなっている。
- ・企業収益は、改善しているが、通商問題が及ぼす影響等に留意する必要がある。企業の業況判断は、おおむね横ばいとなっている。
- ・雇用情勢は、改善の動きがみられる。
- ・消費者物価は、上昇している。

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。

（政策の基本的態度）

米国の関税措置について、今般の日米間の合意を踏まえ、引き続き必要な対応を行いながら、経済財政運営に万全を期す。「経済財政運営と改革の基本方針2025～『今日より明日はよくなる』と実感できる社会へ～」に基づいて、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現していく。

このため、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」及びその裏付けとなる令和6年度補正予算並びに令和7年度予算を迅速かつ着実に執行するとともに、4月25日に取りまとめた「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」の施策を実施する。

政府と日本銀行は、引き続き緊密に連携し、経済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていく。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

1. 消費・投資等の需要動向

個人消費は、消費者マインドの改善に遅れがみられるものの、雇用・所得環境の改善の動きが続く中で、持ち直しの動きがみられる。

「四半期別GDP速報」（2025 年 1－3 月期 2 次速報）では、民間最終消費支出の実質値は前期比 0.1%増となった。また、「消費動向指数（CTI）」（5 月）では、総消費動向指数（CTIマクロ）の実質値は前月比 0.1%増となった。

個別の指標について、需要側の統計をみると、「消費動向指数（CTI）」（5 月）では、世帯消費動向指数（CTIミクロ、総世帯）の実質値は前月比 1.8%増となった。供給側の統計をみると、「商業動態統計」（5 月）では、小売業販売額は前月比 0.6%減となった。

消費動向の背景をみると、実質総雇用者所得は、緩やかに持ち直している。また、消費者マインドは、下げ止まっている。

さらに、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、新車販売台数は、持ち直している。家電販売は、持ち直している。旅行は、おおむね横ばいとなっている。外食は、緩やかに増加している。

こうしたことを踏まえると、個人消費は、消費者マインドの改善に遅れがみられるものの、雇用・所得環境の改善の動きが続く中で、持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、持ち直していくことが期待される。ただし、消費者マインドの動向に留意する必要がある。

設備投資は、持ち直しの動きがみられる。

設備投資は、持ち直しの動きがみられる。需要側統計である「法人企業統計季報」（1－3 月期調査、含むソフトウェア）でみると、2025 年 1－3 月期は前期比 1.6%増となった。業種別にみると、製造業は同 0.1%増、非製造業は同 2.4%増となった。

機械設備投資の供給側統計である資本財総供給（除く輸送機械）は、おおむね横ばいとなっている。ソフトウェア投資は、増加している。

「日銀短観」（6 月調査）によると、全産業の 2025 年度設備投資計画は、増加が見込まれている。「日銀短観」による企業の設備判断DIは、6 月調査で、製造業では＋1 と、3 月調査（＋1）から過剰超幅が横ばい、非製造業を含む全産業では－2 と、3 月調査（－2）から不足超幅が横ばいとなっている。先行指標をみると、機械受注は、持ち直しの動きがみられる。建築工事費予定額は、持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、これまでの堅調な企業収益や省力化投資への対応等を背景に、持ち直し傾向が続くことが期待される。

住宅建設は、おおむね横ばいとなっている。

住宅建設は、おおむね横ばいとなっている。ただし、新設住宅着工戸数は、建築物省エネ法及び建築基準法の改正に伴う駆け込み需要の反動もあり、4月は前月比42.2%減、5月は前月比15.6%減の年率52.9万戸となった。持家及び貸家は、横ばいとなっている。分譲住宅は、おおむね横ばいとなっている。なお、首都圏のマンション総販売戸数は、おおむね横ばいとなっている。

先行きについては、当面、横ばいで推移していくと見込まれる。

公共投資は、底堅く推移している。

公共投資は、底堅く推移している。5月の公共工事出来高は前月比0.1%減、6月の公共工事請負金額は同4.0%減、5月の公共工事受注額は同13.0%減となった。

公共投資の関連予算をみると、公共事業関係費は、国の令和6年度一般会計予算では、補正予算において約2.4兆円の追加額を計上しており、補正後は前年度比1.4%増となっている。また、令和7年度一般会計予算の公共事業関係費は、前年度当初予算比0.0%増となっている。さらに、令和7年度地方財政計画では、投資的経費のうち地方単独事業費について、前年度比0.0%となっている。

先行きについては、関連予算の執行により、底堅く推移していくことが見込まれる。

輸出は、おおむね横ばいとなっている。輸入は、持ち直しの動きがみられる。貿易・サービス収支は、赤字となっている。

輸出は、おおむね横ばいとなっている。地域別にみると、アジア、米国、EU及びその他地域向けの輸出は、おおむね横ばいとなっている。先行きについては、米国の関税引上げによる直接的な影響、通商問題による世界経済を通じた間接的な影響等に留意する必要がある。

輸入は、持ち直しの動きがみられる。地域別にみると、アジアからの輸入は、持ち直しの動きがみられる。米国及びEUからの輸入は、おおむね横ばいとなっている。先行きについては、持ち直しに向かうことが期待される。

貿易・サービス収支は、赤字となっている。

5月の貿易収支は、輸入金額の減少が、輸出金額の減少を上回ったことから、赤字幅が縮小した。また、サービス収支は、赤字となっている。

2. 企業活動と雇用情勢

生産は、横ばいとなっている。

鉱工業生産は、横ばいとなっている。鉱工業生産指数は、5月は前月比0.1%減となった。鉱工業在庫指数は、5月は前月比1.8%減となった。また、製造工業生産予測調査によると6月は同0.3%増、7月は同0.7%減となることが見込まれている。

業種別にみると、輸送機械はこのところ横ばいとなっている。生産用機械は横ばいとなっている。電子部品・デバイスはこのところ持ち直しの動きがみられる。

生産の先行きについては、通商問題が及ぼす影響等に留意する必要がある。

また、第3次産業活動は、持ち直している。

企業収益は、改善しているが、通商問題が及ぼす影響等に留意する必要がある。企業の業況判断は、おおむね横ばいとなっている。倒産件数は、おおむね横ばいとなっている。

企業収益は、改善しているが、通商問題が及ぼす影響等に留意する必要がある。「法人企業統計季報」（1－3月期調査）によると2025年1－3月期の経常利益は、前年比3.8%増、前期比2.6%減となった。業種別にみると、製造業が前年比2.4%減、非製造業が同7.0%増となった。規模別にみると大・中堅企業が前年比3.4%増、中小企業が同4.6%増となった。「日銀短観」（6月調査）によると、2025年度の売上高は、上期は前年比1.9%増、下期は同0.9%増が見込まれている。経常利益は、上期は前年比4.5%減、下期は同6.9%減が見込まれている。

企業の業況判断は、おおむね横ばいとなっている。「日銀短観」（6月調査）によると、「最近」の業況判断DIは、「全規模全産業」で前期差0と横ばいだった。業種別にみると、「全規模製造業」は前期差0と横ばい、「全規模非製造業」は前期差0と横ばいだった。9月時点の業況を示す「先行き」は、「最近」に比べやや慎重な見方となっている。また、「景気ウォッチャー調査」（6月調査）の企業動向関連DIによると、現状判断は上昇、先行判断は低下した。

倒産件数は、おおむね横ばいとなっている。5月は857件の後、6月は848件となった。負債総額は、5月は903億円の後、6月は1,057億円となった。

雇用情勢は、改善の動きがみられる。

雇用情勢は、改善の動きがみられる。人手不足感が高い水準となっている。

完全失業率は、5月は前月から横ばいの2.5%となった。労働力人口、就業者数は増加した。完全失業者数は減少した。就業率は、緩やかに上昇している。

「職業安定業務統計」をみると、公共職業安定所における新規求人数及び有効求人倍率は、横ばい圏内となっている。

また、民間職業紹介における求人を前年同期比でみると、正社員では、横ばい圏内となっている。パート・アルバイト（いわゆる

る「スポットワーク」を除く）では、小幅な減少傾向となっている。

賃金をみると、定期給与及び現金給与総額は、増加している。実質総雇用者所得は、緩やかに持ち直している。また、製造業の残業時間は増加した。

「日銀短観」（6月調査）によると、企業の人手不足感を示す雇用人員判断D Iは、全産業では6月調査で－35 と、3月調査（－37）から2ポイント不足超幅が縮小している。また、製造業では6月調査で－22 と、3月調査（－23）から1ポイント不足超幅が縮小、非製造業では6月調査で－44 と、3月調査（－46）から2ポイント不足超幅が縮小している。

先行きについては、改善していくことが期待される。

3. 物価と金融情勢

国内企業物価は、このところ上昇テンポが鈍化している。消費者物価は、上昇している。

国内企業物価は、このところ上昇テンポが鈍化している。6月の国内企業物価は、前月比 0.2%下落した。輸入物価（円ベース）は、このところ下落している。

企業向けサービス価格の基調を「国際運輸を除くベース」でみると、緩やかに上昇している。

消費者物価の基調を「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」でみると、上昇している。6月は、前月比では連鎖基準、固定基準ともに 0.4%上昇した。前年比では連鎖基準で 3.2%上昇し、固定基準で 3.4%上昇した。

「生鮮食品を除く総合」（いわゆる「コア」）は、上昇している。6月は、前月比では連鎖基準、固定基準ともに 0.1%上昇した。なお、6月の「総合」は、前月比では連鎖基準で 0.2%上昇し、固定基準で 0.1%上昇した。

物価の上昇を予想する世帯の割合を「消費動向調査」（二人以上の世帯）でみると、6月は、1年後の予想物価上昇率別に、2%未満が 10.4%（前月 8.2%）、2%以上から 5%未満が 32.9%（前月 29.9%）、5%以上から 10%未満が 27.9%（前月 31.0%）、10%以上が 20.9%（前月 24.5%）となった。

先行きについては、消費者物価（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）は、当面、上昇していくことが見込まれる。

株価（日経平均株価）は、38,100 円台から 40,400 円台まで上昇した後、39,400 円台まで下落し、その後 41,400 円台まで上昇した。対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、144 円台から 146 円台まで円安方向に推移した後、143 円台まで円高方向に推移し、その後 147 円台まで円安方向に推移した。

株価（日経平均株価）は、38,100 円台から 40,400 円台まで上昇した後、39,400 円台まで下落し、その後 41,400 円台まで上昇し

た。

対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、144 円台から 146 円台まで円安方向に推移した後、143 円台まで円高方向に推移し、その後 147 円台まで円安方向に推移した。

短期金利についてみると、無担保コールレート（オーバーナイト物）は、0.47%台から 0.48%台で推移した。T I B O R（3 か月物）は、0.7%台で推移した。長期金利（新発 10 年物国債利回り）は、1.4%台から 1.6%台まで上昇した。

企業金融については、企業の資金繰り状況におおむね変化はみられない。社債と国債との流通利回りスプレッドは、総じて横ばいとなっている。金融機関の貸出平残（全国銀行）は、前年比 3.0%（6 月）増加した。

マネタリーベースは、前年比 3.5%（6 月）減少した。M2 は、前年比 0.9%（6 月）増加した。

（※ 6/12～7/25 の動き）

4. 海外経済

世界の景気は、持ち直しが緩やかになっており、一部の地域において足踏みがみられるほか、関税率引上げに伴う駆け込み需要やその反動の影響、不透明感がみられる。

先行きについては、通商政策による影響の広がりから、持ち直しの動きが弱まる可能性がある。また、今後の通商政策など米国の政策動向による影響等による下振れリスクや金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。

米国では、景気の拡大が緩やかとなる中、関税率引上げに伴う駆け込み需要やその反動の影響、不透明感がみられる。

先行きについては、通商政策が物価や消費等に与える影響から、その勢いが更に弱まる可能性がある。また、高い金利水準の継続に伴う影響による下振れリスク、今後の通商政策など政策動向による影響に留意する必要がある。

2025年 1－3 月期の GDP 成長率（第 3 次推計値）は、設備投資や在庫投資が増加した一方、純輸出が減少し、前期比で 0.1%減（年率 0.5%減）となった。

足下をみると、消費の伸びは、関税率引上げに伴う駆け込み需要のはく落もあり、緩やかになっている。設備投資は関税率引上げに伴う駆け込み需要の影響もあり、このところ増加している。住宅着工はおおむね横ばいとなっている。

生産はおおむね横ばいとなっている。非製造業の景況指数はおおむね横ばいとなっている。雇用面では、雇用者数は緩やかに増加しており、失業率はおおむね横ばいとなっている。物価面では、コア物価上昇率はこのところおおむね横ばいとなっている。貿易面では、財輸出は通商政策による影響もあり、このところ弱い動

きとなっている。

6月17日～18日に開催された連邦公開市場委員会（FOMC）では、政策金利の誘導目標水準を4.25%から4.50%の範囲で据え置くことが決定された。

アジア地域については、中国では、各種政策の効果がみられるものの、景気は足踏み状態となっている。

先行きについては、引き続き各種政策の効果が期待されるものの、通商問題による影響もあり足踏み状態が続くと見込まれる。また、今後の通商問題の動向、不動産市場の停滞の継続、物価下落の継続による影響等に留意する必要がある。

韓国では、景気は持ち直しに足踏みがみられる。台湾では、景気は緩やかに回復している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気は持ち直しの兆しがみられる。インドでは、景気は緩やかに拡大している。

中国では、各種政策の効果がみられるものの、景気は足踏み状態となっている。2025年4－6月期のGDP成長率は、前年同期比で5.2%増となった。消費はおおむね横ばいとなっている。固定資産投資はこのところ伸びが低下している。財輸出は緩やかに増加している。生産は持ち直している。消費者物価はおおむね横ばいとなっている。

韓国では、景気は持ち直しに足踏みがみられる。2025年4－6月期のGDP成長率は、前期比で0.6%増（年率2.4%増）となった。台湾では、景気は緩やかに回復している。2025年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で5.5%増となった。

インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。2025年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で4.9%増となった。タイでは、景気は持ち直しの兆しがみられる。2025年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で3.1%増となった。

インドでは、景気は緩やかに拡大している。2025年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で7.4%増となった。

ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、駆け込み輸出ははく落したものの、景気は持ち直しの動きが続いている。ドイツにおいては、駆け込み輸出ははく落したものの、景気は持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、米国の通商政策による影響から、持ち直しの動きが弱まる可能性がある。また、今後の米国の政策動向による影響に留意する必要がある。

英国では、景気は持ち直している。

先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、高い金利水準の継続に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。また、米国の政策動向による影響等を注視する必要がある。

ユーロ圏では、駆け込み輸出ははく落したものの、景気は持ち直しの動きが続いている。2025年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.6%増（年率2.3%増）となった。消費は持ち直しの動

きがみられる。設備投資は持ち直している。生産はこのところ緩やかに増加している。サービス業景況感はこのところ持ち直しの動きがみられる。財輸出は米国向け駆け込み輸出のはく落がみられ、このところおおむね横ばいとなっている。失業率は横ばいとなっている。コア物価上昇率はおおむね横ばいとなっている。

ドイツにおいては、駆け込み輸出ははく落したものの、景気は持ち直しの動きがみられる。2025 年 1－3 月期の GDP 成長率は、前期比で 0.4% 増（年率 1.7% 増）となった。

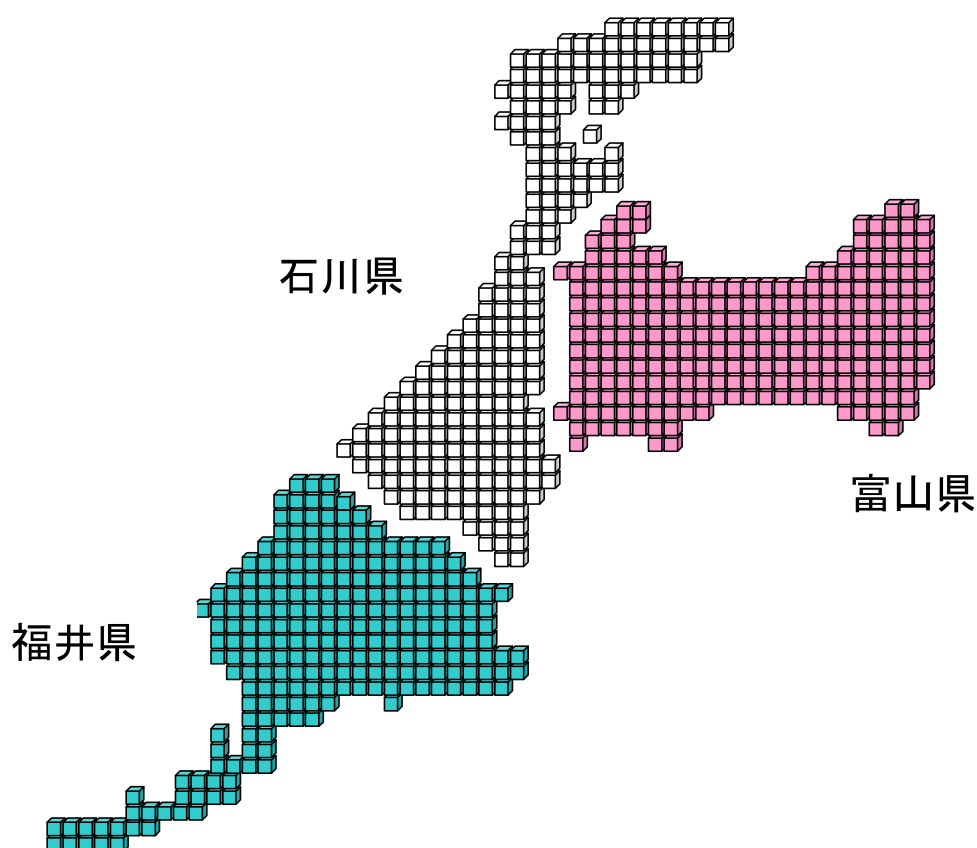
英国では、景気は持ち直している。2025 年 1－3 月期の GDP 成長率は、前期比で 0.7% 増（年率 3.0% 増）となった。消費は持ち直している。設備投資は持ち直しの動きがみられる。生産はおおむね横ばいとなっている。サービス業景況感はこのところ持ち直しの動きがみられる。財輸出はこのところおおむね横ばいとなっている。サービス輸出は増加している。雇用者数は減少している。失業率はこのところ上昇している。コア物価上昇率は上昇している。

欧州中央銀行は、7 月 24 日の理事会で、政策金利（預金ファシリティ金利）を 2.00% で据え置くことを決定した。イングランド銀行は、6 月 18 日の金融政策委員会で、政策金利を 4.25% で据え置くことを決定した。

国際金融情勢等

金融情勢をみると、世界の主要な株価は、米国、英国ではやや上昇、ドイツではおおむね横ばい、中国では上昇した。短期金利についてみると、ドル金利（3 か月物）はおおむね横ばいで推移した。主要国の長期金利は、米国、英国ではおおむね横ばい、ドイツではやや上昇した。ドルは、ユーロに対して減価、ポンドに対しておおむね横ばい、円に対してやや増価した。原油価格（WTI）はやや上昇した。金価格はやや上昇した。

管内経済情勢報告



令和 7 年 7 月

財務省 北陸財務局

お問合せ先
財務省 北陸財務局 経済調査課
TEL (076) 292-7858

1. 総論

【総括判断】「管内経済は、緩やかに持ち直している」

項 目	前回（7 年 4 月判断）	今回（7 年 7 月判断）	前回 比較
総括判断	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している	→

（注）7 年 7 月判断は、前回 7 年 4 月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

（判断の要点）

個人消費は、百貨店・スーパー販売が緩やかに回復しつつあるほか、ドラッグストア販売が拡大していることなどから、全体では緩やかに回復しつつある。生産活動は、化学が緩やかに回復しているものの、電子部品・デバイスや生産用機械が弱い動きとなっていることなどから、全体では弱含んでいる。雇用情勢は、緩やかに持ち直している。

【各項目の判断】

項 目	前回（7 年 4 月判断）	今回（7 年 7 月判断）	前回 比較
個人消費	緩やかに回復しつつある	緩やかに回復しつつある	→
生産活動	持ち直しに向けた動きに一服感がみられる	弱含んでいる	↘
雇用情勢	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している	→
設備投資	6 年度は増加見込みとなっている	7 年度は増加見込みとなっている	→
企業収益	6 年度は増益見込みとなっている	7 年度は増益見込みとなっている	→
住宅建設	緩やかに持ち直しつつある	弱含んでいる	↘

【先行き】

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに持ち直していくことが期待される。ただし、物価上昇の継続、米国の通商政策、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要がある。

2. 各論

■ 個人消費 「緩やかに回復しつつある」

百貨店・スーパー販売は、百貨店では衣料品の動きが鈍いものの、スーパーでは飲食料品に動きがみられることから、全体では緩やかに回復しつつある。コンビニエンスストア販売は、米飯類等に動きがみられることから、堅調となっている。ドラッグストア販売は、飲食料品等に動きがみられるほか、新規出店効果もあり、拡大している。ホームセンター販売は、園芸用品の動きが鈍いことなどから、弱含んでいる。家電大型専門店販売は、白物家電等に動きがみられることから、緩やかに持ち直しつつある。新車販売は、持ち直しつつある。主要観光地の入込客数及び主要温泉地の宿泊客数は前年を下回っている。

(主なヒアリング結果)

- コメなどの生活物価が上昇しており、食への負担が大きくなっているためか、衣料品の動きが鈍い。(百貨店)
- 食料品は生活必需品ということもあり、買い控えはみられないが、割引に対する反応が強くなっている。(スーパー)
- 単価上昇によって、米飯類を中心に売上げが伸びている。6月後半から気温が上昇していることから、飲料の売れ行きが良い。(コンビニエンスストア)
- 引き続き生鮮食品をはじめとする飲食料品が好調であり、備蓄米を販売した際は当日に売り切れた。(ドラッグストア)
- 4月以降気温が上がりきらなかったことや、梅雨入りが昨年よりも早く天候の悪い日が多かったことから、花苗など園芸用品の動きが鈍かった。足下では気温の上昇から、エアコンや扇風機が売れている。(ホームセンター)
- 省エネ家電に対する補助金の効果から、エアコン等に動きがみられ、気温の上昇に伴って今後も伸びてくるとみている。スマートフォンが、親子などの複数契約割引キャンペーンの効果もあって、継続してよく売れている。(家電大型専門店)
- 受注残を抱えている車種があり、販売台数は今後も安定して伸びる。新型車が好調に推移しているほか、これを機にショールームへの来場者も増えており、当分、受注増加が続くと見込んでいる。(自動車販売店)
- 昨年は二次避難者の受入れがあったほか、GW期間の日並びが良くなかったこともあり、前年を下回った。(加賀：温泉地)
- 新幹線延伸効果が一巡して落ちついてきたことに加え、大阪万博へ流出しているのか、客足が鈍い。(福井：温泉地)
- 地震前には及ばないが、夏の海産物の時期となり、復興イベントの開催や店舗の新規オープンなどもあって、足下では客足が戻りつつある。(能登：観光地)
- 国内旅行は、昨年の新幹線延伸や応援割の反動で前年割れとなっているものの、コロナ以降回復傾向にある。海外旅行は、以前よりも円安が落ち着いたためか、近場のアジアを中心に需要が回復している。(旅行代理店)
- アメリカを中心にインバウンドが好調であり、全体の半数程度を占めている。また、物価高が続いているが、外食や宴会需要も順調に推移している。(宿泊)

■ 生産活動 「弱含んでいる」

化学は、大宗を占める医薬品で、緩やかに回復している。電子部品・デバイス、スマートフォン向けや自動車向けを中心に、弱い動きとなっている。生産用機械は、半導体製造装置や繊維機械で持ち直しの動きに一服感がみられるほか、金属加工機械が弱い動きとなっていることなどから、全体では弱い動きとなっている。金属製品は、大宗を占めるアルミ建材で、ビル用に持ち直しの動きがみられるものの、住宅用が減少していることから、全体では弱含んでいる。繊維は、衣料向けが弱含んでいるものの、非衣料向けが持ち直しつつあることから、全体では緩やかに持ち直しつつある。

- ジェネリック医薬品の需要が高い状態が続いており工場はフル稼働。新工場のライン増設を進めており、生産能力を拡大していく。(化学)
- スマホ向けは、北米メーカー向けで、関税の発動を危惧した前倒し発注の動きがみられるものの、中華圏メーカー向けは引き続き中国国内の同業者との価格競争が進んでおり、売上げを落としている。(電子部品・デバイス)
- 金属加工機械は、欧州を中心とした自動車関連企業からの受注が低調であり、明るさがみえてこない。(生産用機械)
- 建築基準法改正前の駆け込みで年度末に住宅着工は増加したが、人手不足等で工事の進捗が遅いのか、まだ住宅用建材に動きはみられない。(金属製品)
- カーシート向けは、高品質な北陸産地の生地が自動車メーカーから引き続き評価されており、新車種でも採用されるなど受注は堅調。(繊維)

■ 雇用情勢 「緩やかに持ち直している」

有効求人倍率は、上昇している。新規求人数は前年を上回っており、新規求職者数は前年を下回っている。雇用保険受給者実人員は前年を下回っている。

- 接客の人手が足りず、試着やギフトのラッピングなどのサービスが十分に提供できていないため、機会損失が発生している。(小売)
- 勤務時間が変則的であることや、賃金が安いことから人手が集まらない。一部の旅館は対策として、食事の提供を近隣の飲食店に委託するプランを取り入れている。(旅館)
- 人手不足は深刻で今後も改善は期待できないため、工場の自動化や輸送の効率化など生産性向上に積極的に取り組んでいる。(繊維)
- ここ10年は人材の入れ替わりが激しくなっている状況で、人手をつなぎとめるためには賃上げは必須であり、企業収益が厳しい中、最近も大幅な賃上げを行った。(繊維)
- 奥能登では過疎化が進んでいたなか、地震により若者を中心に人手が流出しており、復興の遅れにつながらないか懸念。(人材派遣)

■ 設備投資 「7年度は増加見込みとなっている」 (全産業) 「法人企業景気予測調査」7年4-6月期

- 製造業では、情報通信機械器具などが減少となるものの、化学工業、その他製造などが増加となることから、全体では増加見込みとなっている。
- 非製造業では、運輸・郵便などが減少となるものの、金融・保険、農林水産などが増加となることから、全体では増加見込みとなっている。

- 新工場の建設、製造ラインの増設などにより、増加見込み。(化学工業)
- 店舗等施設の移転・増設等により、増加見込み。(金融・保険)
- 前年度の半導体増産のための新工場建設の反動により、減少見込み。(情報通信機械器具)

■ 企業収益 「7年度は増益見込みとなっている」 (全産業) 「法人企業景気予測調査」7年4-6月期

- 製造業では、情報通信機械器具などが増益となるものの、自動車・同附属品、生産用機械器具などが減益となることから、全体では減益見込みとなっている。
- 非製造業では、運輸・郵便などが減益となるものの、学術研究、専門・技術サービス、小売などが増益となることから、全体では増益見込みとなっている。

■ 企業の景況感 「『下降』超となっている」 (全産業) 「法人企業景気予測調査」7年4-6月期

- 企業の景況判断BSIは、製造業、非製造業ともに「下降」超となっている。なお、先行きは、全産業では7年7-9月期は「上昇」と「下降」が均衡、7年10-12月期は「上昇」超となる見通しとなっている。

■ 住宅建設 「弱含んでいる」

- 新設住宅着工戸数でみると、弱含んでいる。

■ 公共事業 「前年を上回っている」

- 前払金保証請負金額でみると、前年を上回っている。

■ 金融機関の貸出金 「前年を上回っている」

- 金融機関の貸出金は、前年を上回っている。

■ 企業倒産 「前年を上回っている」

- 件数、負債総額ともに前年を上回っている。

■ 消費者物価(金沢市、生鮮食品を除く総合) 「前年を上回っている」

- 消費者物価指数でみると、前年を上回っている。

3. 各県の総括判断

	前回 (7年4月判断)	今回 (7年7月判断)	前回比較	総括判断の要点
石川県	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している	➡	個人消費は、緩やかに回復しつつあり、生産活動は、弱含んでいる。雇用情勢は、緩やかに持ち直している。
富山県	持ち直している	持ち直している	➡	個人消費は、緩やかに回復しつつあり、生産活動は、持ち直しに向けた動きに一服感がみられる。雇用情勢は、緩やかに持ち直しつつある。
福井県	北陸新幹線の県内開業効果が引き続きみられるなか、緩やかに回復しつつある	緩やかに回復しつつある	➡	個人消費は、回復しつつあり、生産活動は、持ち直しつつある。雇用情勢は、持ち直している。

管内経済情勢報告

【概要資料】

〔管内経済の概況〕

北陸財務局管内(石川県、富山県、福井県)の
最近の経済動向をみると、緩やかに持ち直している。

※前回4月判断を据置き(令和7年1月以降、3期連続の据置き)

(総括判断のポイント)

個人消費は、百貨店・スーパー販売が緩やかに回復しつつあるほか、ドラッグストア販売が拡大していることなどから、全体では「緩やかに回復しつつある」。生産活動は、化学が緩やかに回復しているものの、電子部品・デバイスや生産用機械が弱い動きとなっていることなどから、全体では「弱含んでいる」。雇用情勢は、「緩やかに持ち直している」。

【先行き】

○ 雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに持ち直していくことが期待される。ただし、物価上昇の継続、米国の通商政策、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要がある。

【総括判断】

項目	令和7年4月	令和7年7月	前回との比較
総括判断	緩やかに持ち直している。	緩やかに持ち直している。	→

【主要項目の判断】

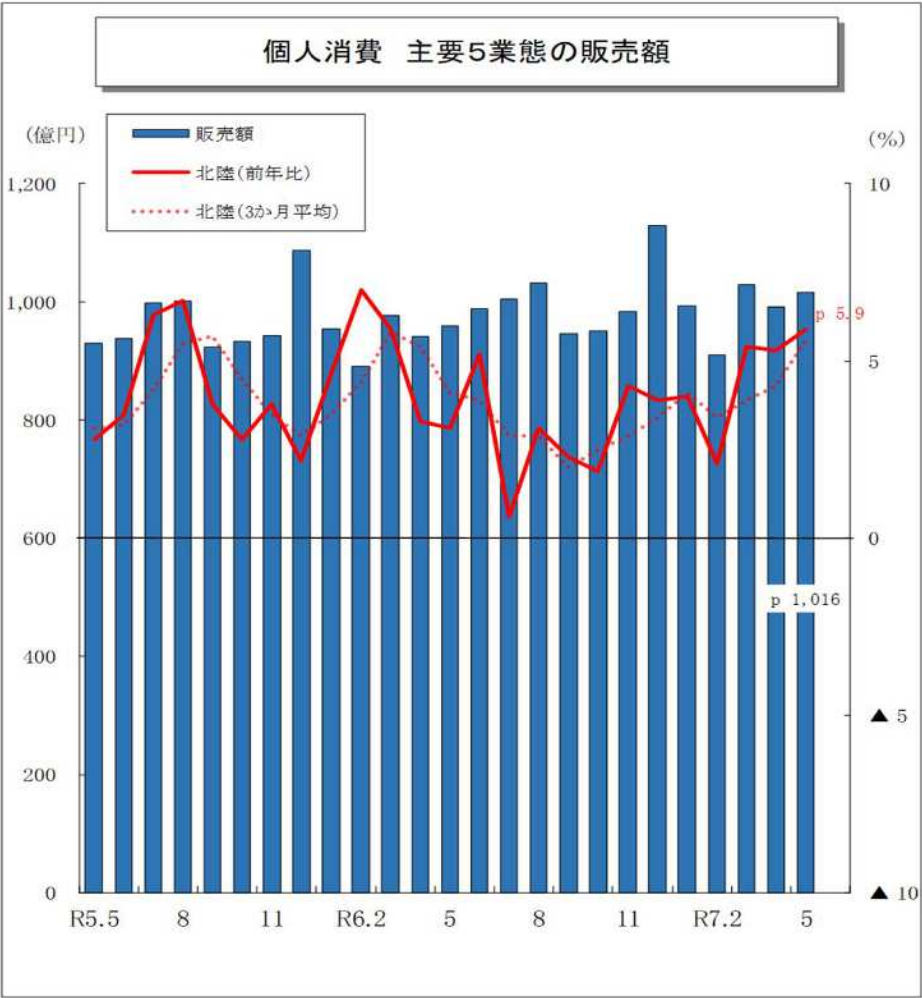
項目	令和7年4月	令和7年7月	前回との比較
個人消費	緩やかに回復しつつある。	緩やかに回復しつつある。	→
生産活動	持ち直しに向けた動きに一服感がみられる。	弱含んでいる。	↘
雇用情勢	緩やかに持ち直している。	緩やかに持ち直している。	→

令和7年7月
財務省 北陸財務局

お問合せ先
財務省 北陸財務局 経済調査課
TEL (076) 292-7858

1. 個人消費 … 緩やかに回復しつつある ※ 前回4月判断を据置き(令和7年1月以降、3期連続の据置き)

百貨店・スーパー販売が緩やかに回復しつつあるほか、ドラッグストア販売が拡大していることなどから、全体では緩やかに回復しつつある。



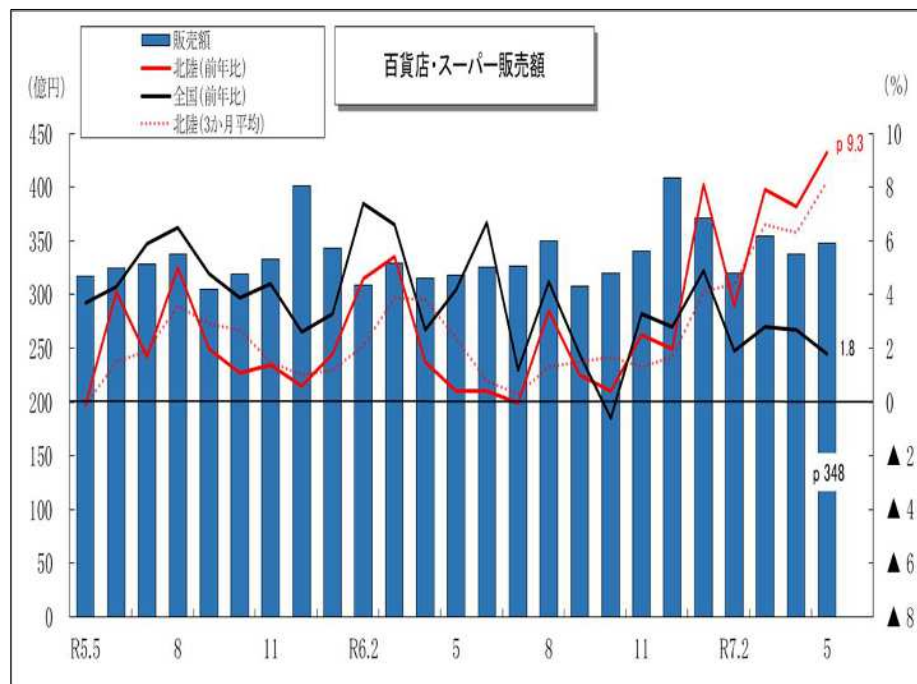
業 態	判 断	前回との比較
百 貨 店 ・ ス ー パ ー	緩やかに回復しつつある	➡
コンビニエンスストア	堅調となっている	➡
ド ラ ッ グ ス ト ア	拡大している	➡
ホ ー ム セ ン タ ー	弱含んでいる	➡
家 電 大 型 専 門 店	緩やかに持ち直しつつある	↗
新 車 販 売	持ち直しつつある	↗

(注1) 主要5業態は、各業態(百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター、家電大型専門店)の販売額を合計したもの。
(注2) 3か月平均は当局試算。
(資料) 経済産業省、中部経済産業局、北陸財務局

(1) 百貨店・スーパー販売

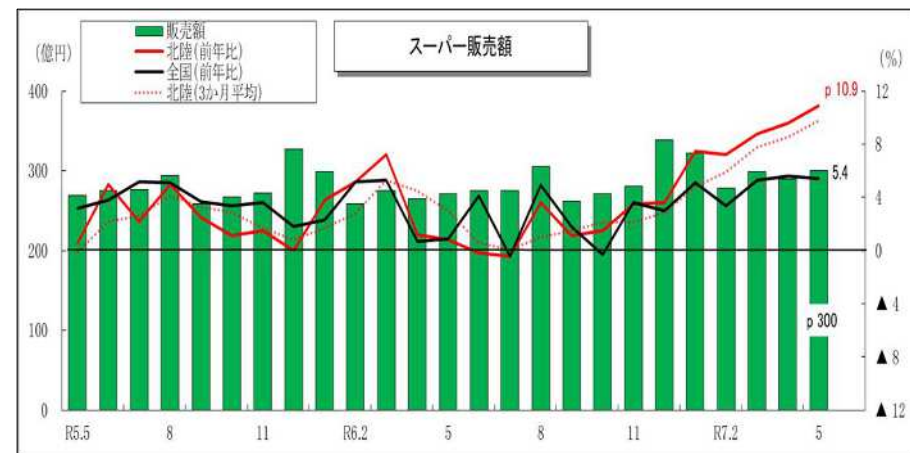
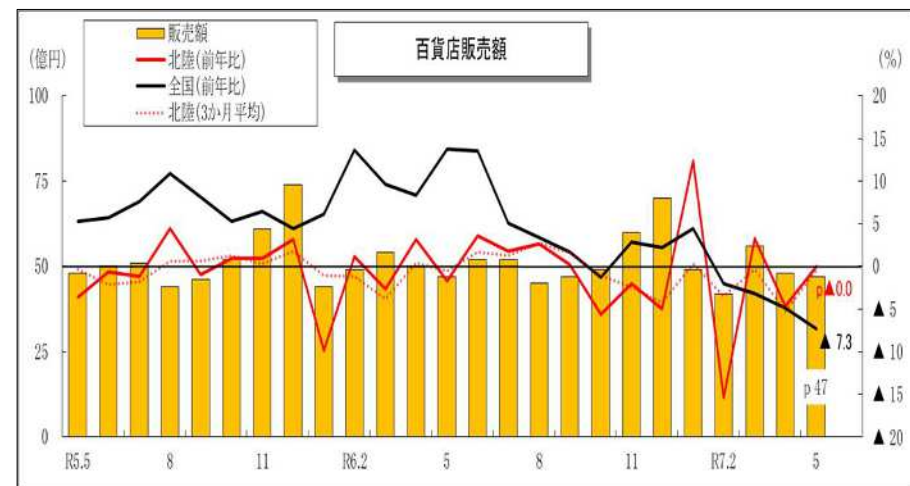
百貨店・スーパー販売は、百貨店では衣料品の動きが鈍いものの、スーパーでは飲食料品に動きがみられることから、緩やかに回復しつつある。

※前回4月判断を据置き(令和7年1月以降、3期連続の据置き)



(主なヒアリング結果)

- ＞コメなどの生活物価が上昇しており、食への負担が大きくなっているためか、衣料品の動きが鈍い。(百貨店)
- ＞富裕層の購入意欲は落ちておらず、美術や宝飾品の売上げが伸びている。(百貨店)
- ＞食料品は生活必需品ということもあり、買い控えはみられないが、割引に対する反応が強くなっている。(スーパー)
- ＞コメの価格高騰により、食パンや麺類に流れる傾向がみられる。(スーパー)



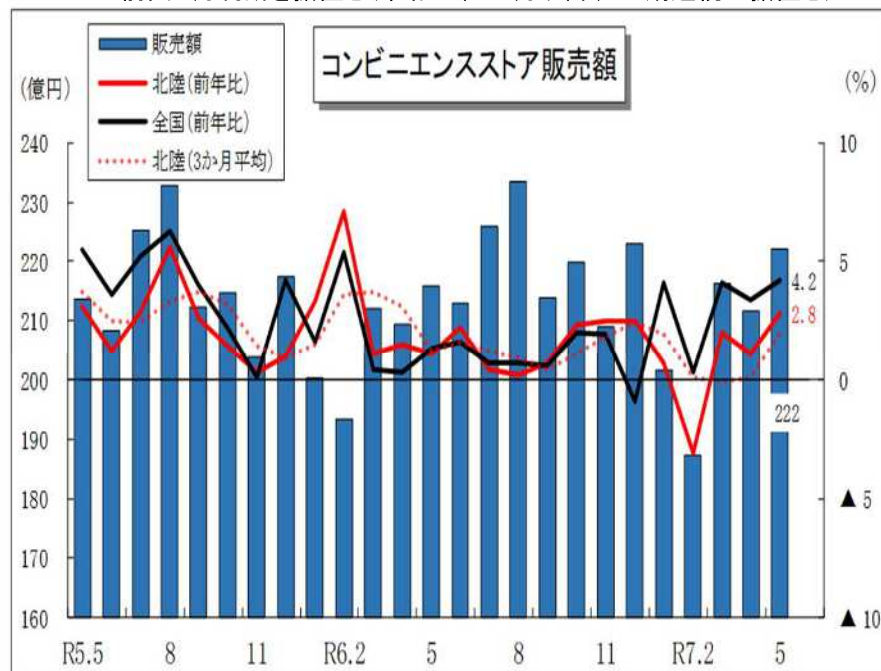
(注) 3か月平均は当局試算。

(資料) 経済産業省、中部経済産業局

(2) コンビニエンスストア販売等

①コンビニエンスストア販売は、米飯類等に動きがみられることから、堅調となっている。

※前回4月判断を据置き(令和4年10月以降、12期連続の据置き)



(注) 3か月平均は当局試算。

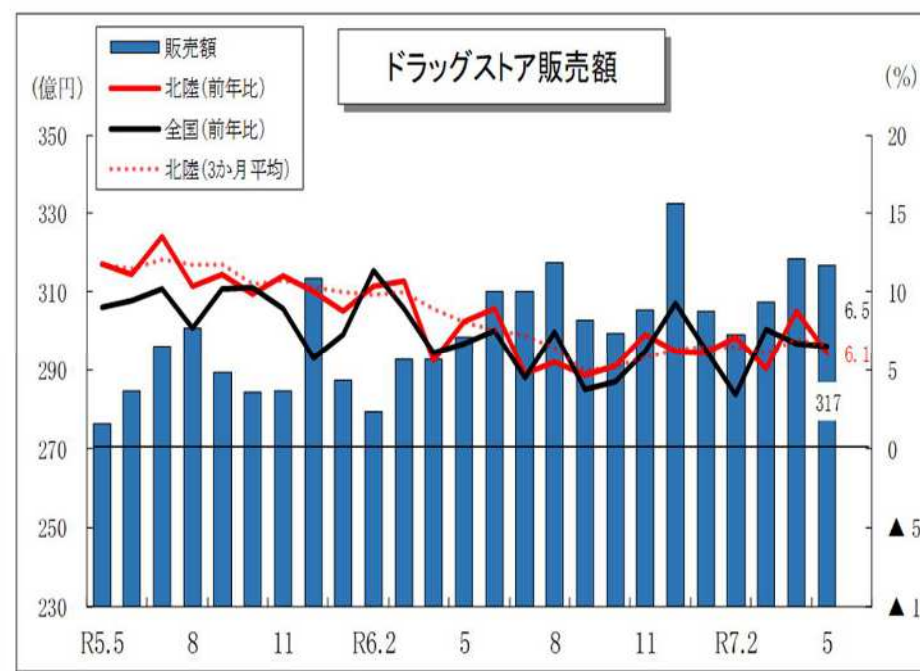
(資料) 経済産業省、北陸財務局

(主なヒアリング結果)

- 単価上昇によって、米飯類を中心に売上げが伸びている。
- 6月後半から気温が上昇していることから、飲料の売れ行きが良い。

②ドラッグストア販売は、飲食料品等に動きがみられるほか、新規出店効果もあり、拡大している。

※前回4月判断を据置き(令和6年1月以降、7期連続の据置き)



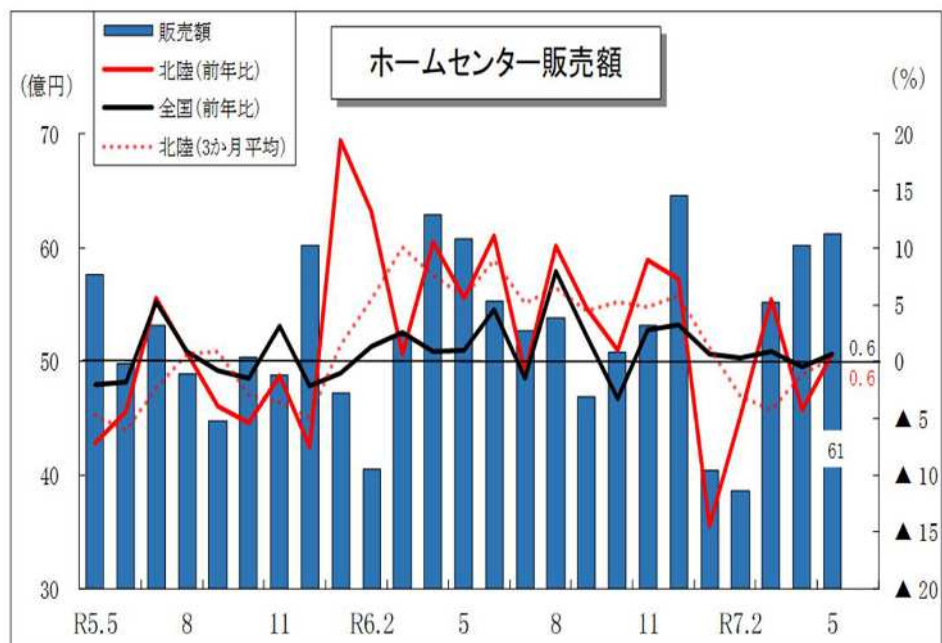
(注) 3か月平均は当局試算。

(資料) 経済産業省、北陸財務局

(主なヒアリング結果)

- 引き続き生鮮食品をはじめとする飲食料品が好調であり、備蓄米を販売した際は当日に売り切れた。
- 足下では暑い日が多く、UV製品等夏物商品の売れ行きが良い。

③**ホームセンター販売**は、園芸用品の動きが鈍いことなどから、弱含んでいる。
※前回4月判断を据置き



（注）3か月平均は当局試算。

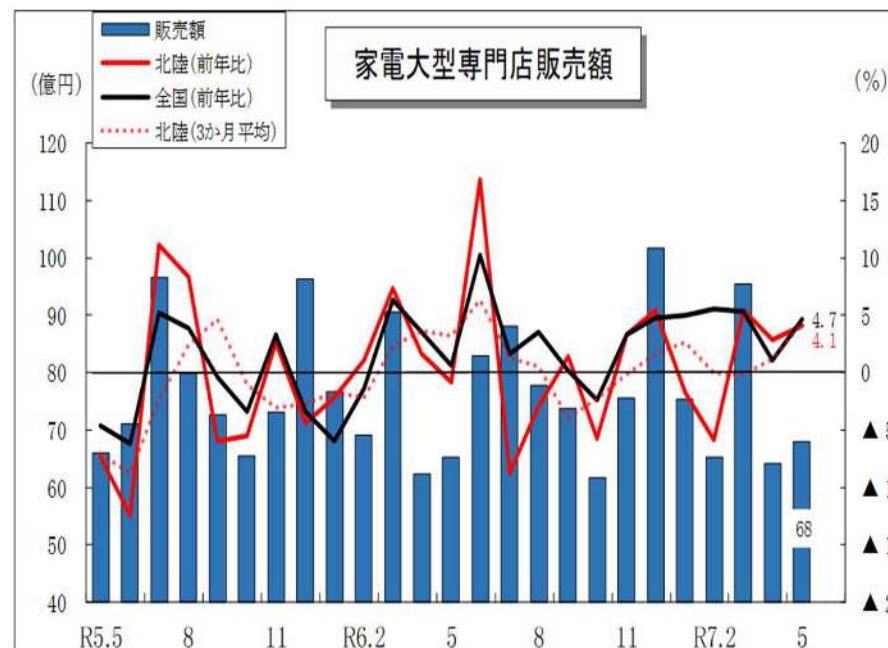
（資料）経済産業省、北陸財務局

（主なヒアリング結果）

＞4月以降気温が上がりきらなかったことや、梅雨入りが昨年よりも早く天候の悪い日が多かったことから、花苗など園芸用品の動きが鈍かった。
＞足下では気温の上昇から、エアコンや扇風機が売れている。

④**家電大型専門店販売**は、白物家電等に動きがみられることから、緩やかに持ち直しつつある。

※前回4月判断（「持ち直しの動きに一服感がみられる」）を上方修正
（令和6年7月以来、4期ぶりの上方修正）



（注）3か月平均は当局試算。

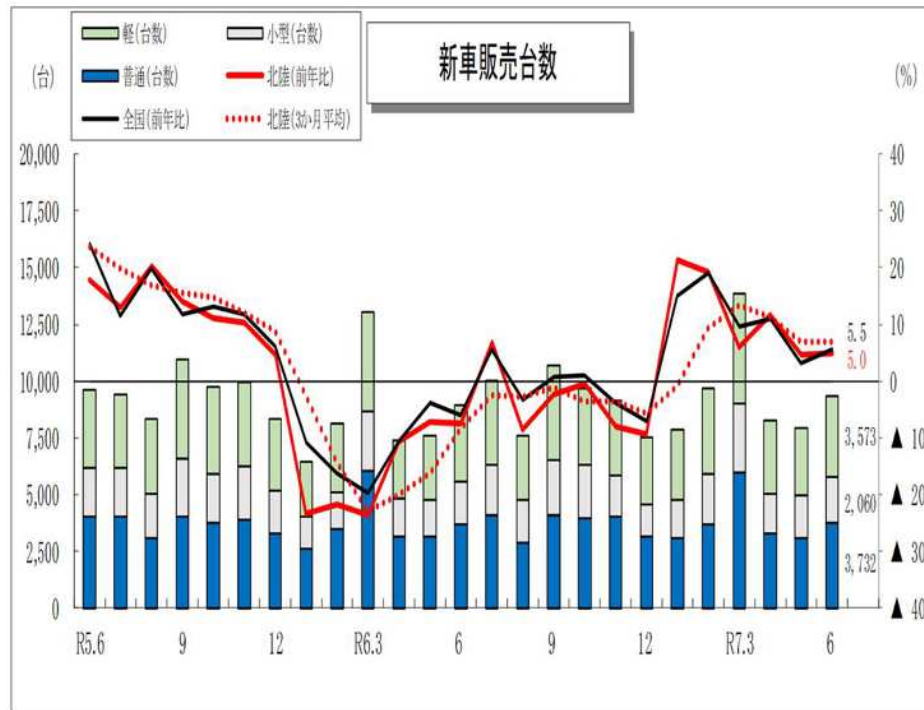
（資料）経済産業省、北陸財務局

（主なヒアリング結果）

＞省エネ家電に対する補助金の効果から、エアコン等に動きがみられ、気温の上昇に伴って今後も伸びてくるとみている。
＞スマートフォンが、親子などの複数契約割引キャンペーンの効果もあって、継続してよく売れている。

(3) 新車販売

持ち直しつつある。 ※前回4月判断(「緩やかに持ち直しつつある」)を
上方修正(令和7年4月以降、2期連続の上方修
正)



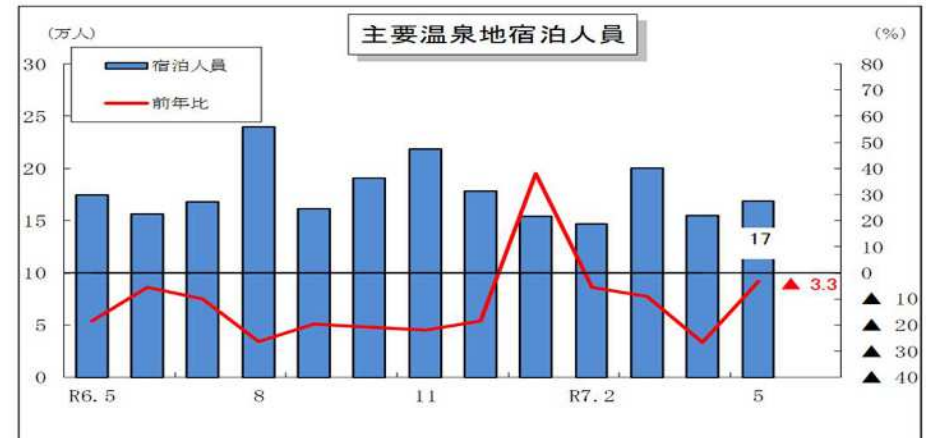
(資料) 日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会、北陸財務局

(主なヒアリング結果)

- 受注残を抱えている車種があり、販売台数は今後も安定して伸びる。
- 新型車が好調に推移しているほか、これを機にショールームへの来場者も増えており、当分、受注増加が続くと見込んでいる。
- 物価高に伴う買い控えや安価なモデルへのシフトはみられていない。

(4) 観光・旅行関連

① 主要温泉地の宿泊客数は、前年を下回っている。



(注) R6.1～12の輪島温泉は未集計。

(資料) 北陸観光協会

(主なヒアリング結果)

- 昨年は二次避難者の受入れがあったほか、GW期間の日並びが良くなかったこともあり、前年を下回った。(加賀)
- 新幹線延伸効果が一巡して落ちついてきたことに加え、大阪万博へ流出しているのか、客足が鈍い。(福井)

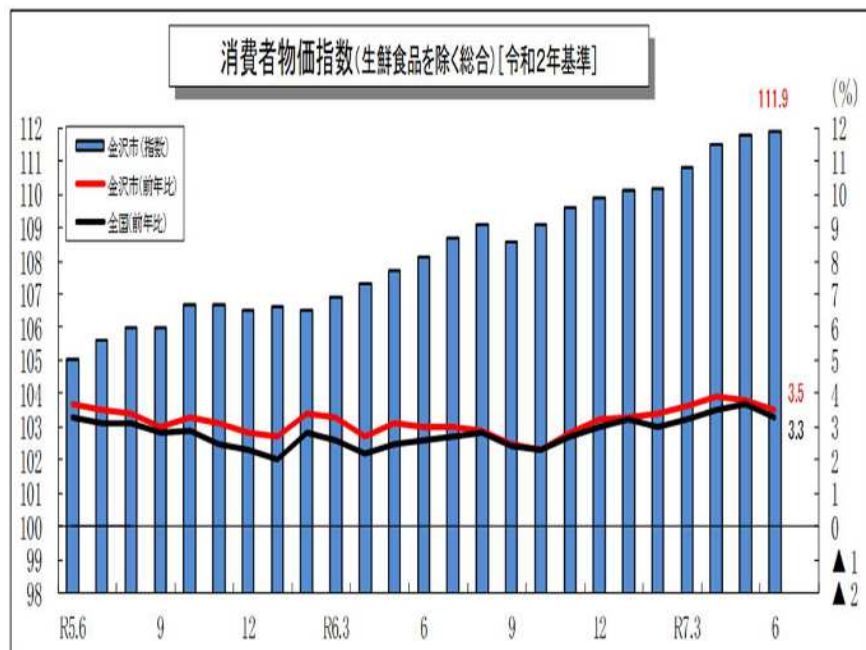
② 主要観光地の入込客数は、前年を下回っている。

(主なヒアリング結果)

- 地震前には及ばないが、夏の海産物の時期となり、復興イベントの開催や店舗の新規オープンなどもあって、足下では客足が戻りつつある。(能登)
- 大阪万博への流出や新幹線延伸効果の反動のほか、足下では真夏日が続いていることもあり、前年を下回っている。(福井)

(消費者物価)

6月の消費者物価(金沢市、生鮮食品を除く総合)は、前年を上回っている。

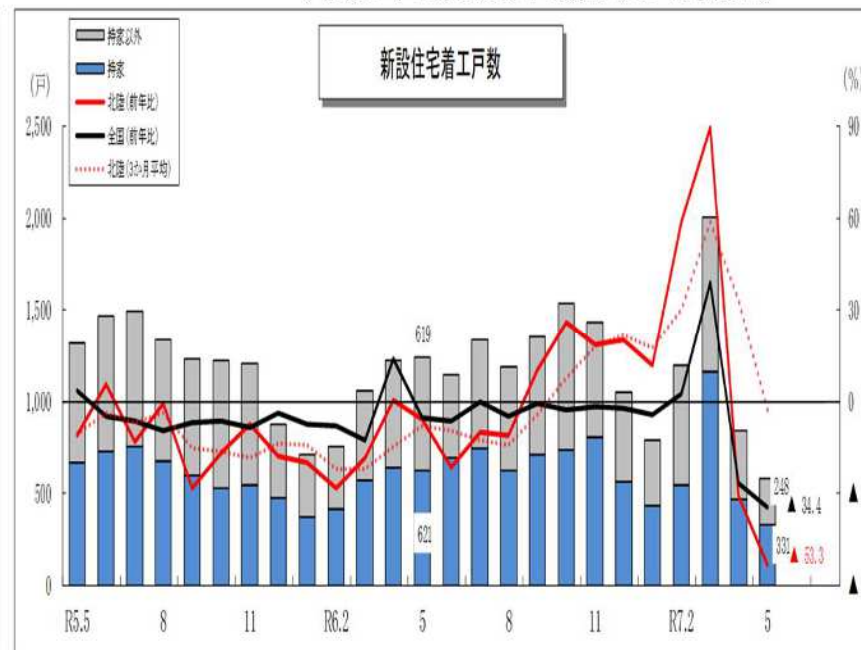


(資料)総務省

2. 住宅建設 … 弱含んでいる

新設住宅着工戸数などを踏まえると、弱含んでいる。

※前回4月判断(「緩やかに持ち直しつつある」)を下方修正
(令和5年1月以来、10期ぶりの下方修正)



(注)3か月平均は当局試算。

(資料)国土交通省、北陸財務局

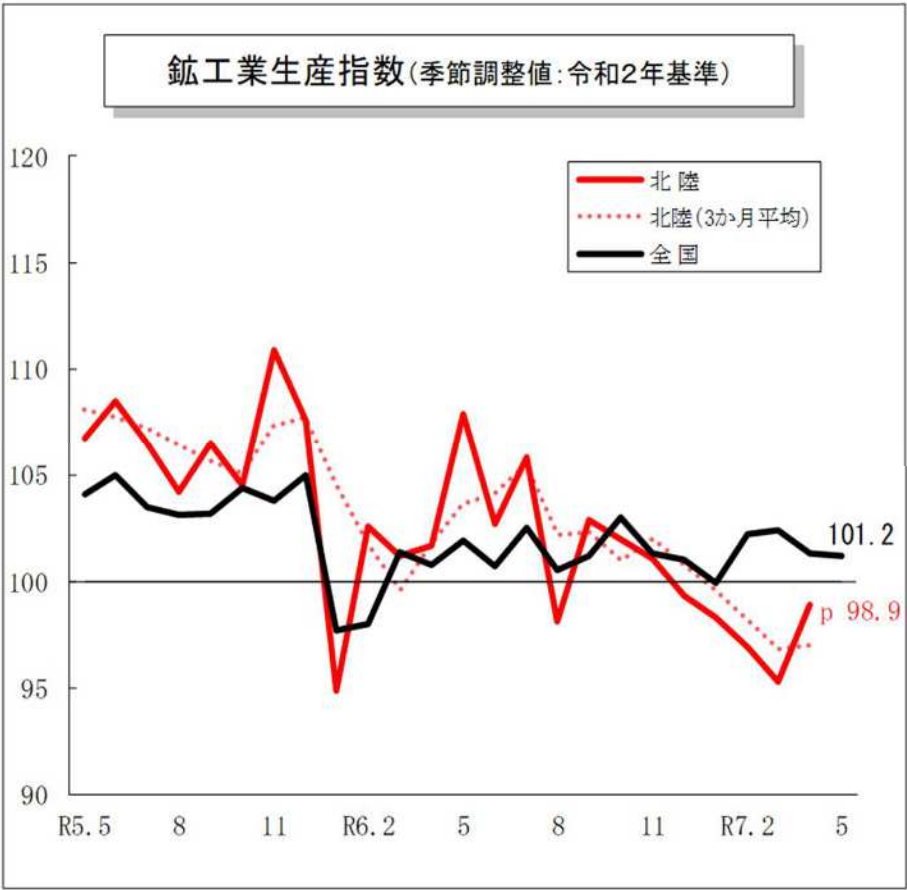
(主なヒアリング結果)

- 3月は建築基準法改正前の駆け込みで増加したが、4月以降、反動がみられており、着工戸数は前年を下回って推移していく見通し。
- 住宅価格が上がっている中、消費者は価格に対して一層シビアになっており、2階建てより安い平屋プランや、各種補助金の活用に関心が高まっている。
- 被災による建て替え需要は増加しており、今後もしばらく続く見込み。

3. 生産活動 … 弱含んでいる

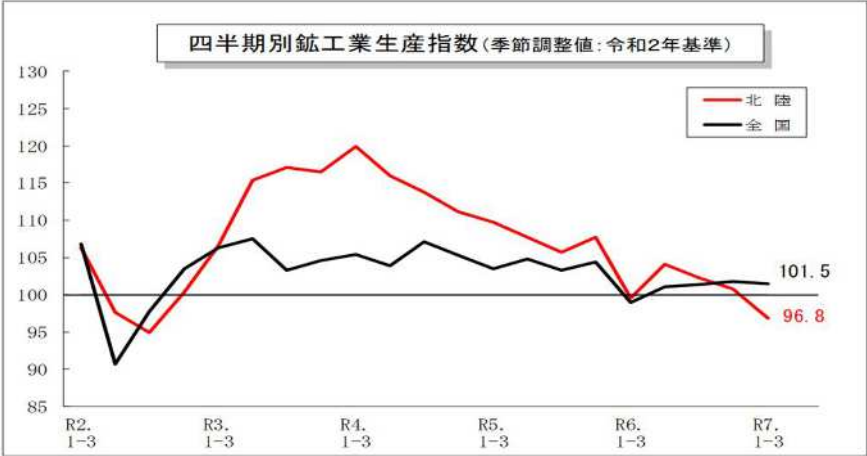
※ 前回4月判断(「持ち直しに向けた動きに一服感がみられる」)を下方修正(令和7年1月以来、2期ぶりの下方修正)

化学が緩やかに回復しているものの、電子部品・デバイスや生産用機械が弱い動きとなっていることなどから、全体では弱含んでいる。



(注) 3 か月平均は当局試算。

(資料) 経済産業省、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局



業 種	判 断	前回との比較
化 学	緩やかに回復している	➡
電子部品・デバイス	弱い動きとなっている	↘
生産用機械	弱い動きとなっている	↘
金属製品	弱含んでいる	➡
織 維	緩やかに持ち直しつつある	➡

業種別にみると、

(1) 化学は、大宗を占める医薬品で、緩やかに回復している。

※前回4月判断を据置き(令和7年1月以降、3期連続の据置き)

(主なヒアリング結果)

- ジェネリック医薬品の需要が高い状態が続いており工場はフル稼働。新工場のライン増設を進めており、生産能力を拡大していく。
- ジェネリック医薬品の普及促進策により、前年と比べ生産量が大幅に増加している。

(2) 電子部品・デバイスは、スマートフォン向けや自動車向けを中心に、弱い動きとなっている。

※前回4月判断(「弱含んでいる」)を下方修正
(令和7年1月以来、2期ぶりの下方修正)

(主なヒアリング結果)

- スマホ向けは、北米メーカー向けで、関税の発動を危惧した前倒し発注の動きがみられるものの、中華圏メーカー向けは引き続き中国国内の同業者との価格競争が進んでおり、売上げを落としている。
- 自動車向けは、想定していたEV車の成長が鈍化しており、生産ラインの稼働状況が上がってこない。

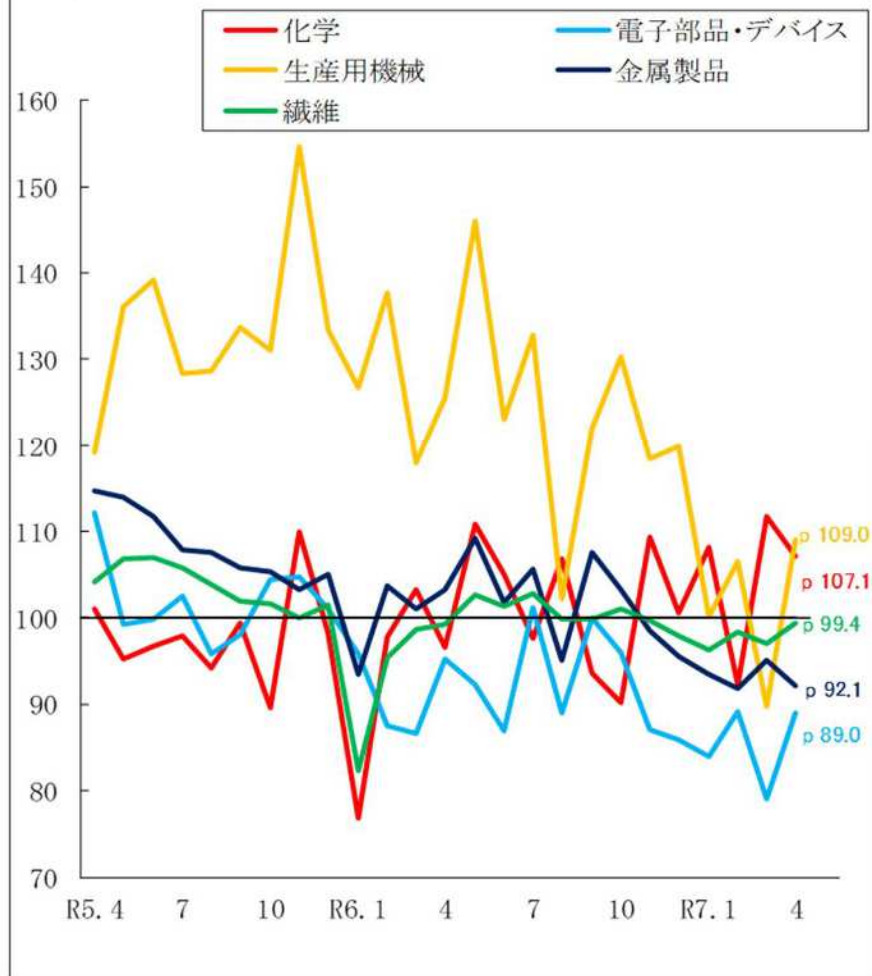
(3) 生産用機械は、半導体製造装置や繊維機械で持ち直しの動きに一服感がみられるほか、金属加工機械が弱い動きとなっていることなどから、全体では弱い動きとなっている。

※前回4月判断(「弱含んでいる」)を下方修正
(令和6年10月以来、3期ぶりの下方修正)

(主なヒアリング結果)

- 半導体製造装置は、スマホやPCの需要が回復しておらず、回復時期の見通しも後ろ倒しになっている。
- 繊維機械は、欧州メーカーとの価格競争により苦戦しており、生産量は計画に届いていない。
- 金属加工機械は、欧州を中心とした自動車関連企業からの受注が低調であり、明るさがみえてこない。

主要業種の単月生産指数(季節調整値:令和2年基準)



(資料) 中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局

(4) **金属製品**は、大宗を占めるアルミ建材で、ビル用に持ち直しの動きがみられるものの、住宅用が減少していることから、全体では弱含んでいる。

※前回4月判断を据置き

(主なヒアリング結果)

- 建築基準法改正前の駆け込みで年度末に住宅着工は増加したが、人手不足等で工事の進捗が遅いのか、まだ住宅用建材に動きはみられない。
- ビル用は、首都圏を中心に新築需要が安定している。

(5) **繊維**は、衣料向けが弱含んでいるものの、非衣料向けが持ち直しつつあることから、全体では緩やかに持ち直しつつある。

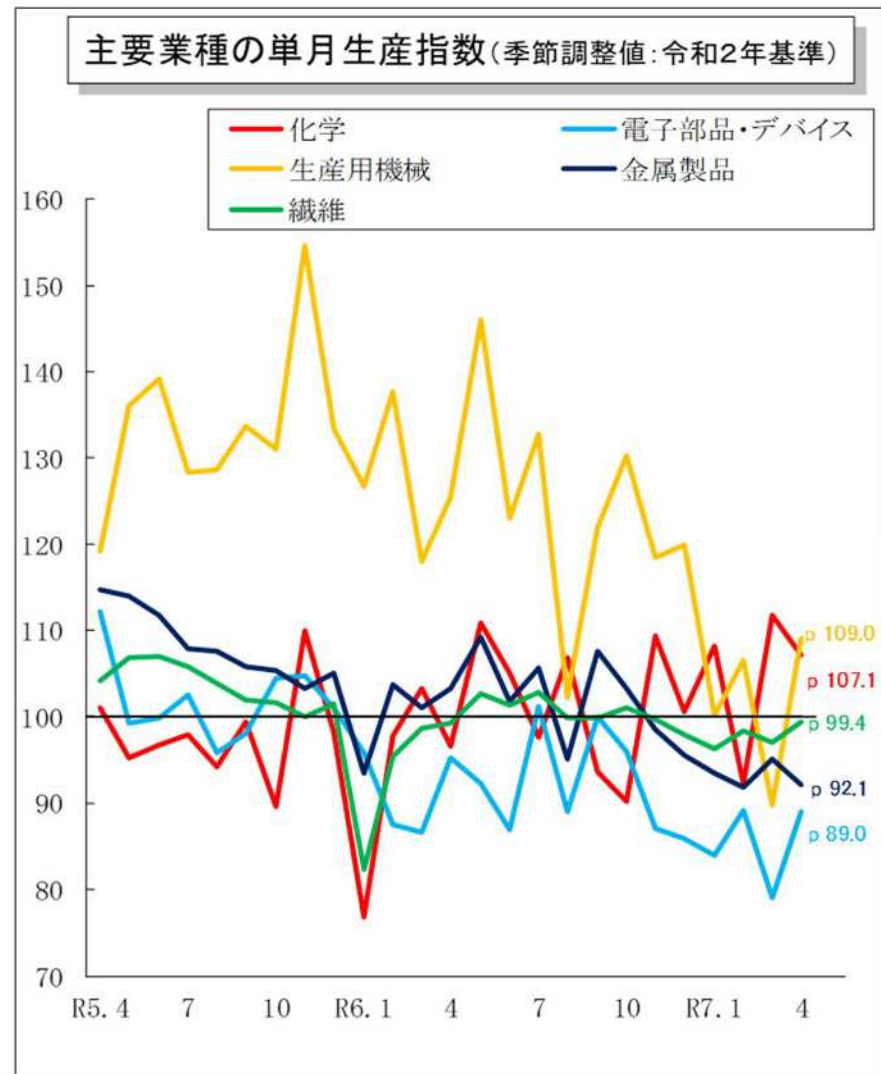
※前回4月判断を据置き(令和6年10月以降、4期連続の据置き)

(主なヒアリング結果)

- 物価高の影響で高級ゾーンの衣類が売れなくなっており、産地全体で高級アパレル向けの受注が減っている。
- カーシート向けは、高品質な北陸産地の生地が自動車メーカーから引き続き評価されており、新車種でも採用されるなど受注は堅調。

(参考) 米国の通商政策に関する足下の声

- 米国の取引先が設備投資に慎重になっており、受注が落ち込んでいる。
(はん用機械)
- 今後、何らかの影響があると思うが、具体的にどのような影響があるか予測できず、不透明感が非常に強い。(電子部品)
- 自動車メーカーが関税分を値上げできるかに注目している。できなければ、当社のような下請けにしわ寄せがくるのは必至。(電子部品)
- 昨年、設備投資を行い米国向けの新規事業に参入したが、当初思い描いていたビジネス環境とは全く変わってしまい、収益を確保できるのか懸念が大きい。(繊維)
- 米中間の高関税を回避するため、中国から原材料を輸入している欧米企業から、当社製品への引合いが増えている。(化学)

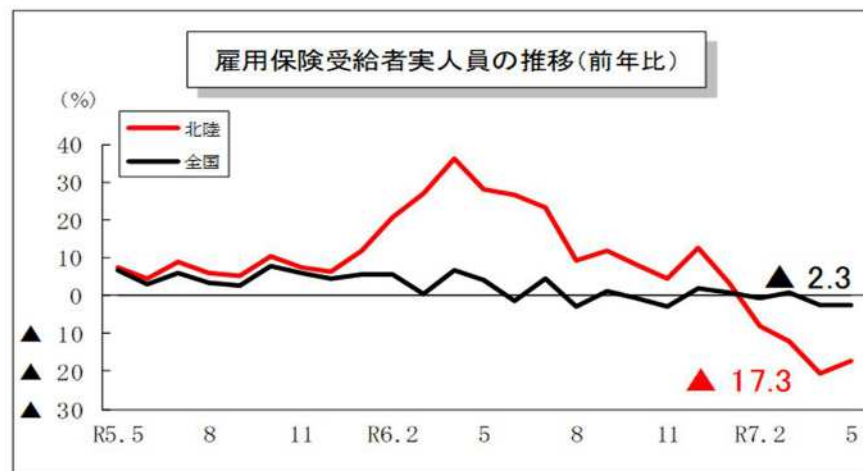
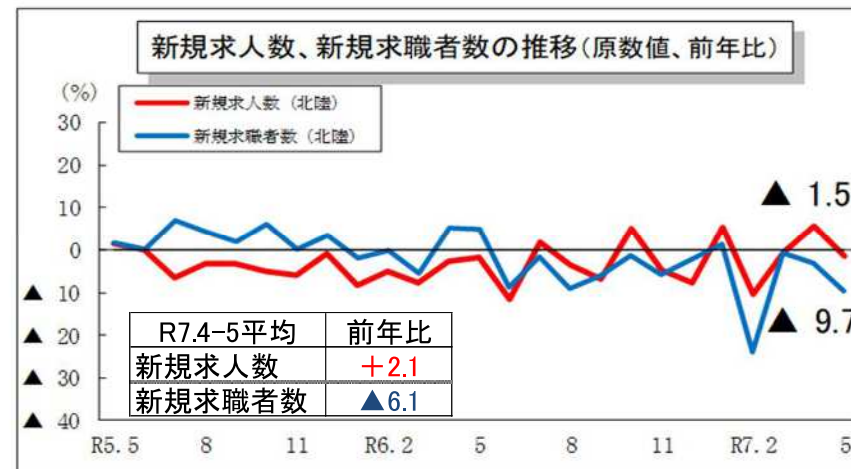
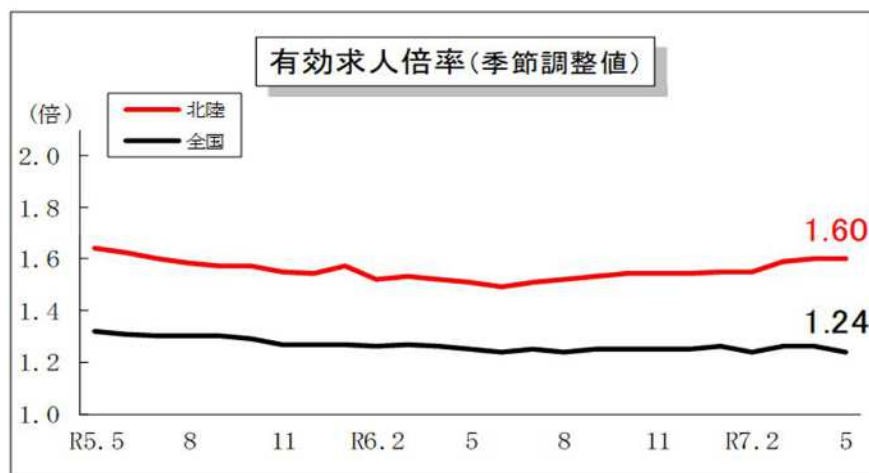


(資料) 中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局

4. 雇用情勢 … 緩やかに持ち直している

※前回4月判断を据置き(令和4年10月以降、12期連続の据置き)

有効求人倍率は、上昇している。
新規求人数は前年を上回っており、新規求職者数は前年を下回っている。
雇用保険受給者実人員は、前年を下回っている。



(主なヒアリング結果)

- ＞接客の人手が足りず、試着やギフトのラッピングなどのサービスが十分に提供できていないため、機会損失が発生している。(小売)
- ＞勤務時間の変則的であることや、賃金が安いことから人手が集まらない。一部の旅館は対策として、食事の提供を近隣の飲食店に委託するプランを取り入れている。(旅館)
- ＞人手不足は深刻で今後も改善は期待できないため、工場の自動化や輸送の効率化など生産性向上に積極的に取り組んでいる。(繊維)
- ＞ここ10年は人材の入れ替わりが激しくなっている状況で、人手をつなぎとめるためには賃上げは必須であり、企業収益が厳しい中、最近も大幅な賃上げを行った。(繊維)

(資料) 厚生労働省、各県労働局、北陸財務局 10

■主要経済指標 (1)【次ページに注記等あり】

	項目			R7年3月	R7年4月	R7年5月	R7年6月	資 料 出 所	備考
個人消費	百貨店・スーパー販売額	全国	億円	19,350	18,025	18,495	...	経 済 産 業 省	-
			前年比	2.8	2.7	1.8	...		
		北陸	百万円	35,499	33,786	p 34,796	...	中部経済産業局	
			前年比	7.9	7.3	p 9.3	...		
	コンビニエンスストア販売額	全国	億円	11,041	10,779	11,223	...	経 済 産 業 省	-
			前年比	4.1	3.4	4.2	...		
		北陸	百万円	21,639	21,168	22,205	...	(北陸財務局)	
			前年比	2.0	1.1	2.8	...		
	ドラッグストア販売額	全国	億円	7,866	7,628	7,792	...	経 済 産 業 省	-
			前年比	7.6	6.7	6.5	...		
		北陸	百万円	30,746	31,854	31,667	...	(北陸財務局)	
			前年比	5.1	8.8	6.1	...		
	ホームセンター販売額	全国	億円	2,773	3,008	3,089	...	経 済 産 業 省	-
			前年比	0.9	▲ 0.5	0.6	...		
		北陸	百万円	5,512	6,018	6,119	...	(北陸財務局)	
			前年比	5.4	▲ 4.3	0.6	...		
	家電大型専門店販売額	全国	億円	4,802	3,577	3,697	...	経 済 産 業 省	-
			前年比	5.3	1.1	4.7	...		
		北陸	百万円	9,546	6,416	6,805	...	(北陸財務局)	
			前年比	5.4	2.9	4.1	...		
	乗用車新車登録・届出台数	全国	台	420,279	286,794	269,143	328,750	(北陸財務局)	・乗用車新車登録・届出台数は、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会調べ。
			前年比	9.5	11.0	3.1	5.5		
		北陸	台	13,825	8,267	7,911	9,365		
			前年比	5.9	11.7	4.5	5.0		
	主要温泉地宿泊人員	北陸	万人	20	15	17	...	北陸観光協会	-
			前年比	▲ 8.9	▲ 26.7	▲ 3.3	...		
物価	消費者物価指数 (生鮮食品を除く総合)	全国 (R2=100)	指数	110.2	110.9	111.4	111.4	総 務 省	-
			前年比	3.2	3.5	3.7	3.3		
		金沢市 (R2=100)	指数	110.8	111.5	111.8	111.9		
			前年比	3.6	3.9	3.8	3.5		
住宅着工	新設住宅着工戸数	全国	戸	89,432	56,188	43,237	...	国 土 交 通 省	-
			前年比	39.1	▲ 26.6	▲ 34.4	...		
		北陸	戸	2,003	844	579	...		
			前年比	89.7	▲ 31.0	▲ 53.3	...		
生産	鉱工業生産指数 (季節調整値)	全国 (R2=100)	(10,000)	102.4	101.3	101.2	...	経 済 産 業 省	-
			前月比	0.2	▲ 1.1	▲ 0.1	...		
		北陸 (R2=100)	(10,000)	95.3	p 98.9	...	...	中部経済産業局	・鉱工業生産指数・北陸の業種別の(カッコ内)は、基準年の構成比。
			前月比	▲ 1.7	p 3.8	...	...		
		化学	(1,540.5)	111.7	p 107.1	...	...		
			前月比	21.0	p ▲ 4.1	...	...		
		電子部品・デバイス	(1,401.6)	79.0	p 89.0	...	...		
			前月比	▲ 11.4	p 12.7	...	...		
		生産用機械	(1,233.3)	89.8	p 109.0	...	...		
			前月比	▲ 15.8	p 21.4	...	...		
		金属製品	(905.8)	95.1	p 92.1	...	...		
			前月比	3.6	p ▲ 3.2	...	...		
		繊維	(579.9)	97.0	p 99.4	...	...		
			前月比	▲ 1.4	p 2.5	...	...		

■主要経済指標 (2)

	項目			R7年3月	R7年4月	R7年5月	R7年6月	資 料 出 所	備考
雇 用	有 効 求 人 倍 率 (季 節 調 整 値)	全国	倍	1.26	1.26	1.24	・・・	厚 生 労 働 省	・有効求人倍率の北陸は、当局において各県の有効求人数、有効求職者数を合算して試算している。
		北陸	倍	1.59	1.60	1.60	・・・	(北 陸 財 務 局)	
	新規求人数(原数値)	北陸	前年比	▲ 0.6	5.8	▲ 1.5	・・・	(北 陸 財 務 局)	-
	新規求職者数(原数値)	北陸	前年比	▲ 0.8	▲ 3.2	▲ 9.7	・・・	(北 陸 財 務 局)	
	雇用保険受給者実人員	全国	前年比	0.9	▲ 2.5	▲ 2.3	・・・	厚 生 労 働 省	-
		北陸	前年比	▲ 11.9	▲ 20.6	▲ 17.3	・・・	(北 陸 財 務 局)	
公 共 事 業	公 共 工 事 請 負 金 額	全国	億円	17,220	27,254	16,541	19,055	東日本建設業保証ほか	・公共工事請負金額は、東日本建設業保証、西日本建設業保証、北海道建設業信用保証の3社による公共工事前払金保証実績に基づくものである。
			前年比	6.0	12.0	4.0	10.8		
		北陸	億円	725	1,247	805	904	(北 陸 財 務 局)	
			前年比	57.6	89.6	2.4	76.8		
金 融	預 (末 残 金)	全国	億円	11,611,961	11,653,756	11,684,826	・・・	日 本 銀 行 信 金 中 央 金 庫	・預金の金額は表面預金。 ・単位未満は、金額については切捨てで表示している。 ・国内銀行及び信用金庫の合計で、整理回収機構、ゆうちょ銀行を含まない。 ・北陸は、北陸3県内に店舗を置く国内銀行の合計(3県内店舗分)及び北陸3県内に本店を置く信用金庫の合計。 ・国内銀行は、銀行勘定を集計したもの。ただし、オフショア勘定を含まない。また、中央政府向け貸出を除く。
			前年比	1.1	0.7	1.4	・・・		
		北陸	億円	219,211	219,748	221,696	・・・	(北 陸 財 務 局)	
			前年比	1.7	1.7	3.2	・・・		
	貸 (末 出 残 金)	全国	億円	6,979,025	6,962,561	6,984,733	・・・	日 本 銀 行 信 金 中 央 金 庫	
			前年比	3.2	3.0	3.1	・・・		
		北陸	億円	107,591	107,228	108,638	・・・	(北 陸 財 務 局)	
			前年比	0.8	1.5	2.2	・・・		
企 業 倒 産	企 業 倒 産 件 数	北陸	件	18	14	19	21	㈱東京商工リサーチ	・前年比については切捨てで表示している。
			前年比	0.0	27.2	5.5	50.0		
	負 債 総 額	北陸	百万円	6,846	5,900	1,424	1,936		
			前年比	229.2	299.4	▲ 6.9	▲ 11.7		

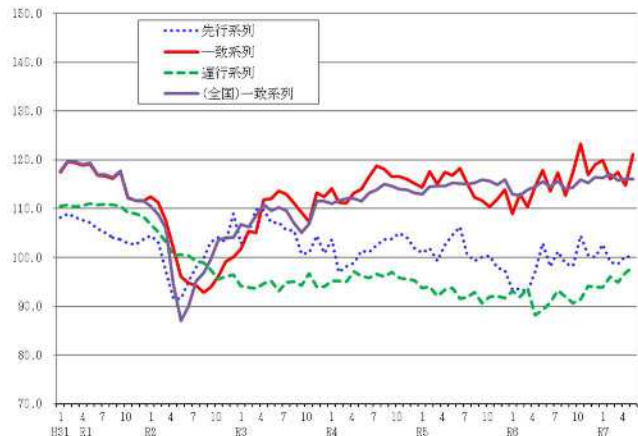
【注記】

- pは速報値である。季節調整等により、数値が改定される場合があるので、利用にあたっては可能な限り最新号によって下さい。
また、資料出所先において、最新の指標や改定値等の公表が行われている場合があるので、利用にあたってはご留意下さい。
- 「北陸」は、断りがない限り、石川、富山、福井の3県である。
- 各県分の資料のみ発表されているものを北陸3県分として集計等している場合は、資料出所欄に「(北陸財務局)」として表示している。
- 金額等の計数及び前年比は、断りがない限り、四捨五入で表示している。

主要データ集

令和7年8月号

石川県景気動向指数(CI)の動き (R2=100)



人 口

総人口 (R7.7.1)	1,091,289 人 (対前月差	△ 307 人)
地域別		
能登(羽咋郡以北) ……	155,037 人 (同	△ 314 人)
加賀(かほく市以南) ……	936,252 人 (同	7 人)

世帯数 ……	476,248 世帯 (同	252 世帯)
1世帯当たり人員 ……	2.29 人 (同	- 人)

人口増減		
自然増減 ……	△ 538 人	
社会増減 ……	231 人	

増加率順位		
1 川北町 (	0.10 %	… 6 人)
2 能美市 (	0.09 %	… 43 人)
3 かほく市 (	0.07 %	… 25 人)

減少率順位		
1 珠洲市 (	△ 0.56 %	… △ 57 人)
2 穴水町 (	△ 0.40 %	… △ 27 人)
3 輪島市 (	△ 0.38 %	… △ 73 人)

北陸の金融経済月報 要約

(日本銀行金沢支店 7 月 1 日発表)

一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復している。

〔前回との変化〕→

個人消費…物価上昇の影響などがみられるものの、持ち直している。

設備投資…緩やかな増加傾向にある。

住宅投資…復旧需要等がみられており、緩やかに持ち直している。新設住宅着工戸数は、足もとでは前年を下回っている。

公共投資…復旧復興関連工事等により大幅に増加している。公共工事請負金額は前年を上回っている。

生産…弱めの動きとなっている。

雇用・所得…緩やかに改善している。有効求人倍率は、前月から上昇した。雇用者所得は、前年を上回った。

物価…上昇している。消費者物価は、上昇している。

北陸 短観(企業短期経済観測調査)

(日本銀行金沢支店 7 月 1 日発表)

業況判断 (2025 年 6 月調査) 「良い」－「悪い」・%ポイント

	2024/12月	2025/3月	2025/6月	先行き
石川県				
製造業	0	8	▲6	▲2
非製造業	21	15	14	11
全産業	13	12	6	5
全 国	15	15	15	9

※先行きは3か月先までを示す

労 働 (R7 年第 2 四半期 4～6 月平均)

区 分	石 川 県	全 国
就 業 者 数	609.6 千人	6,836 万人
完全失業者数	12.7 千人	182 万人
完全失業率	2.0%	2.6%

・資料…統計情報室「石川県労働力調査」、総務省「労働力調査」

教 育

学校・生徒(学生)数 (R6 年 5 月 1 日現在)

区 分	学 校 数	生徒 (学生) 数
小 学 校	201 校	53,953 人
中 学 校	90 校	28,785 人
義務教育学校	3 校	220 人
高 等 学 校	56 校	28,909 人
大学・短大・高専	20 校	34,681 人
専修・各種学校	55 校	8,339 人

・資料…統計情報室・文部科学省「学校基本調査」

産業活動

事業所	事 業 所 数 R3 年	56,437 事業所
従 業 者 数 R3 年	543,315 人	

農 業	・資料…2020 年農林業センサス(2 月 1 日現在) 北陸農政局「北陸農林水産統計年報 R5～R6 年」
個人経営体数 R2 年	9,293 経営体
農業従事者数 R2 年	9,756 人
農 業 産 出 額 R5 年	521 億円
〃 (全 国) R5 年	94,952 億円

漁 業	・資料…2023 年漁業センサス結果確報(11 月 1 日現在) 北陸農政局「北陸農林水産統計年報 R5～R6 年」
経 営 体 数 R5 年	971 経営体
漁 業 産 出 額 R5 年	171 億円
〃 (全 国) R5 年	15,241 億円

製造業	・資料…令和 3 年経済センサス活動調査 (6 月 1 日現在)
事 業 所 数 R3 年	2,512 事業所
従 業 者 数 R3 年	94,507 人
製造品出荷額等 R2 年	26,268 億円
〃 (全 国) R2 年	3,020,033 億円

卸売業・小売業	・資料…令和 3 年経済センサス活動調査 (6 月 1 日現在)
事 業 所 数 R3 年	11,737 事業所
従 業 者 数 R3 年	93,614 人
年 間 販 売 額 R2 年	36,978 億円
〃 (全 国) R2 年	5,226,458 億円

経済成長率等

経済成長率 (R4 年度)

区 分	石 川 県	国
名 目	1.7 %	2.3 %
実 質	1.7 %	1.5 %

総生産 (R4 年度)

区 分	石 川 県	国
名 目	47,173 億円	5,664,897 億円
実 質	46,941 億円	5,518,139 億円

県民所得 (R4 年度) ……	33,267 億円
雇用者報酬 ……	25,436 億円
財 産 所 得 ……	2,153 億円
企 業 所 得 ……	5,678 億円
1 人当たり県民所得 ……	2,977 千円
(1 人当たり国民所得 ……	3,274 千円)

・資料…統計情報室「令和 3 年度石川県県民経済計算概要」

家 計 (1 世帯当たり)

二人以上の世帯のうち勤労者世帯 1 か月 (R6 年平均)	金 沢 市	全 国
実 収 入	673.8 千円	636.2 千円
消 費 支 出	329.0 千円	325.1 千円
平 均 消 費 性 向	57.7 %	62.2 %

・資料…総務省「家計調査」

二人以上の世帯 (R5 年平均)	金 沢 市	全 国
貯 蓄 現 在 高	1,671 万円	1,984 万円
負 債 現 在 高	803 万円	663 万円

・資料…総務省「家計調査」

全国順位 1 位

項 目	石 川 県	全 国
大学・短大等学校数 (人口 10 万人当たり)	1.80 校	0.94 校
日 展 入 選 者 数 (人口 100 万人当たり)	59.5 人	18.8 人
日本伝統工芸展入選者数 (人口 100 万人当たり)	61.3 人	4.3 人

・資料…統計情報室「石川 100 の指標」(令和 7 年(2025)版)

自 然

項 目	石川県	全 国
総 面 積 (R6 年)	4,186k ㎡	377,976k ㎡
可 住 地 面 積 (R4 年)	1,395k ㎡	122,954k ㎡
年間降水量 (R4～R6 年平均)	2,446 mm	1,700 mm

・資料…統計情報室「石川 100 の指標」(令和 7 年(2025)版)

8 月の平均気温 ……	29℃
8 月の日照時間 ……	226.1 時間
8 月の降水日数 (1.0 mm 以上) ……	5 日

・資料…気象庁 HP (過去の気象データ：金沢・2024 年)

・資料…統計情報室「石川県の人口と世帯」

◎景気関係指標

作成…2025年8月13日

区 分			鉱工業生産指数 2020年＝100						百貨店・スーパー 売上高		新車販売台数		新設住宅着工戸数		消費者物価指数		消費支出		平均消費性向	
																	(勤労者世帯) (1世帯当たり1か月間)		(勤労者世帯) (1世帯当たり1か月間)	
			総 合		機 械 工 業		織 維 工 業													
	年 月		前年比 前月比		前年比 前月比		前年比 前月比		前 年 (同月)比		前 年 (同月)比		前 年 (同月)比	2020年 ＝100	前 年 (同月)比		前 年 (同月)比		前 年 (同月)差	
全 国		2022	105.3	▲ 0.1	109.0	1.4	100.9	0.3	206,603	3.2	42,013	▲ 5.6	8,595	0.4	102.3	2.5	320.6	3.6	64.0	1.2
		2023	103.9	▲ 1.3	109.8	0.7	96.6	▲ 4.3	216,049	4.2	47,789	13.7	8,196	▲ 4.6	105.6	3.2	318.8	▲ 0.6	64.4	0.4
		2024	101.2	▲ 2.6	106.1	▲ 3.4	92.5	▲ 4.2	223,812	3.4	44,212	▲ 7.5	7,921	▲ 3.4	108.5	2.7	325.1	2.0	62.5	▲ 1.9
	国	2025 3	102.4	0.2	107.5	▲ 1.1	89.6	▲ 2.8	19,350	1.7	4,997	10.7	894	39.2	111.1	3.6	383.0	8.2	89.9	5.6
		2025 4	101.3	▲ 1.1	105.9	▲ 1.5	91.6	2.2	18,025	1.5	3,429	10.5	562	▲ 26.6	111.5	3.6	363.2	5.3	76.4	0.2
		2025 5	101.2	▲ 0.1	105.8	▲ 0.1	91.5	▲ 0.1	18,495	0.6	3,241	3.7	432	▲ 34.4	111.8	3.5	351.5	10.3	87.6	2.9
		2025 6	102.9	1.7	107.8	1.9	89.6	▲ 2.1	18,820	▲ 0.1	3,932	5.2	560	▲ 15.6	111.7	3.3	...	...	...	...
石 川 県		2022	116.4	1.5	119.0	0.6	112.9	7.4	171,531	1.2	48,027	▲ 1.9	6,158	▲ 15.2	102.0	2.1	319.0	▲ 0.2	57.0	▲ 0.1
		2023	111.0	▲ 4.6	107.9	▲ 9.3	114.9	1.8	173,254	0.5	54,443	13.4	5,401	▲ 12.3	105.4	3.4	334.0	4.7	62.9	5.9
		2024	101.9	▲ 8.2	99.8	▲ 7.5	109.3	▲ 4.9	176,984	1.9	48,201	▲ 11.5	5,189	▲ 3.9	108.6	3.0	329.0	▲ 1.5	57.7	▲ 5.2
	県	2025 3	100.9	▲ 1.3	93.8	▲ 0.2	111.3	▲ 3.0	15,178	1.1	6,320	13.1	831	171.6	111.7	4.1	367.8	▲ 0.8	88.1	13.0
		2025 4	99.3	▲ 1.6	93.8	0.0	115.4	3.7	14,466	0.8	3,725	14.9	460	11.7	112.1	3.9	274.8	▲ 21.4	58.5	▲ 12.2
		2025 5	115.1	15.9	116.4	24.1	116.7	1.1	14,792	2.7	3,714	8.6	187	▲ 54.1	112.0	3.5	273.3	▲ 25.6	73.3	▲ 6.9
		2025 6	...	...	...	...	...	p	14,841	1.1	4,411	7.1	348	▲ 25.5	112.0	3.4	...	...	...	...

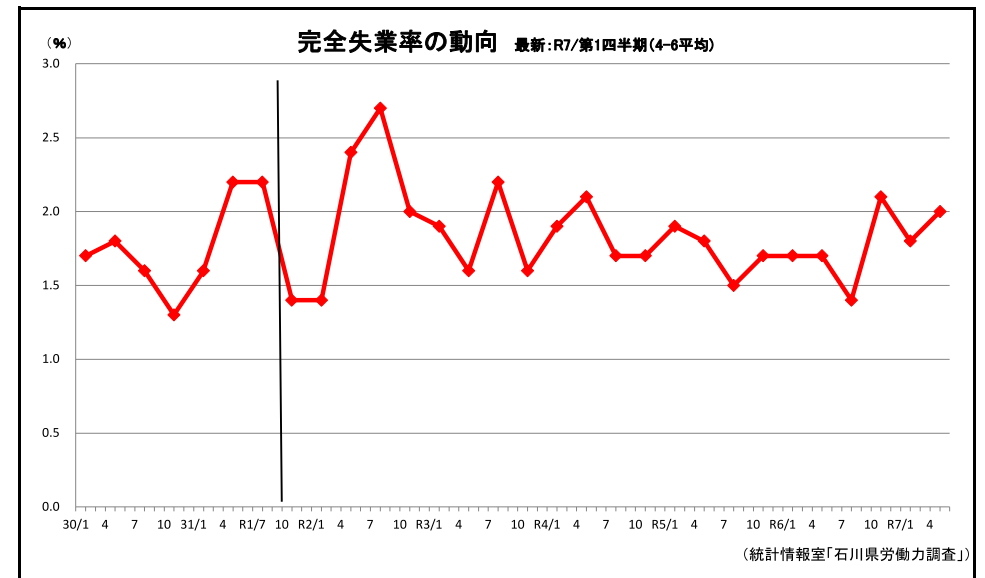
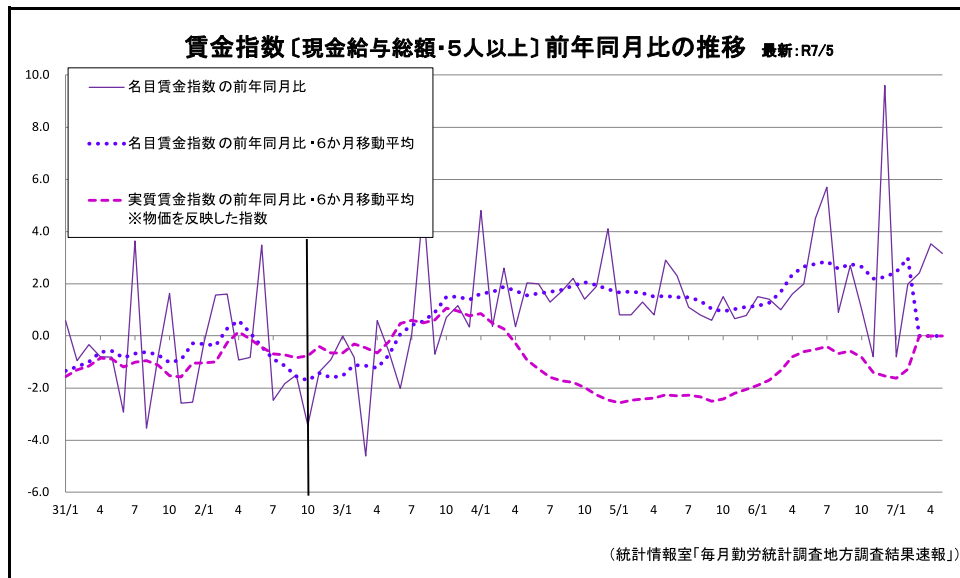
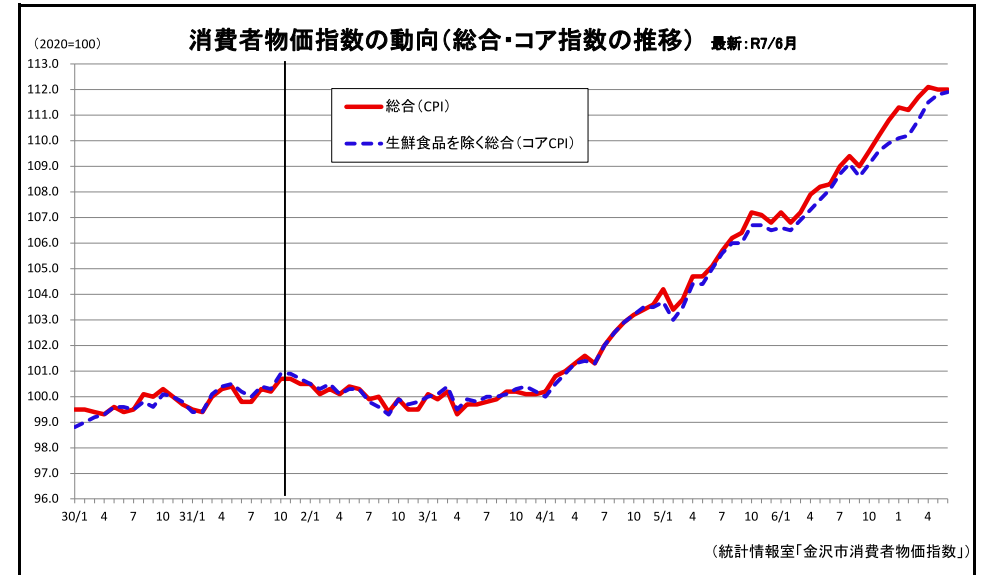
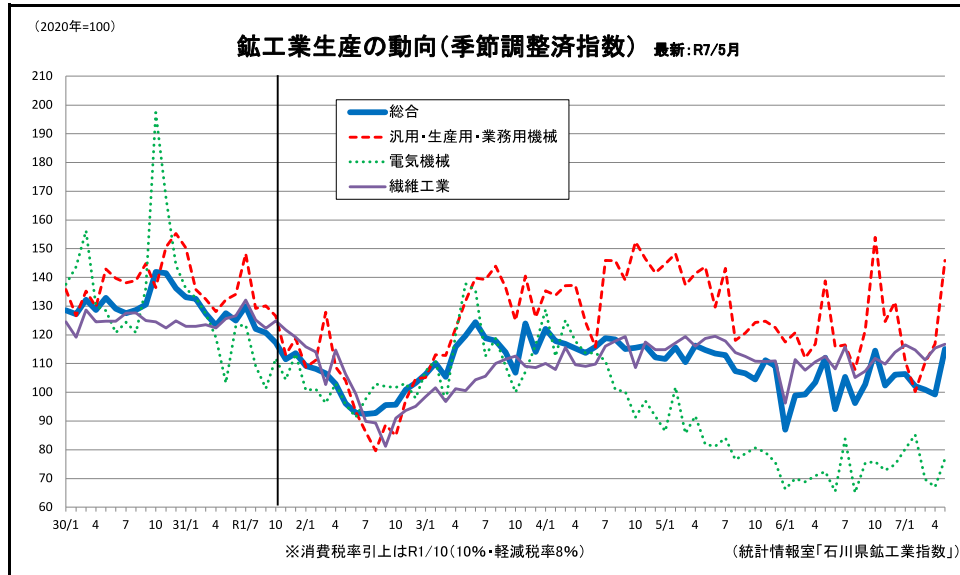
区 分		※ 有効求人倍率 (季節調整値)		就業者数 (原数値 月平均)		完全失業者数 (原数値 月平均)		完全失業率 (原数値 月平均)		常用雇用指数 (事業所規模5人以上)		所定外労働時間指数 <製造業> (事業所規模5人以上)		名目賃金指数 (現金給与総額) (事業所規模5人以上)		※ 国内銀行勘定 貸出残高		企業倒産件数		景気動向指数(CI) 2020年=100		
		前 年 (同月)差		前 年 (同月)差		前 年 (同月)差		前 年 (同月)差		2020年 =100	前 年 (同月)比	2020年 =100	前 年 (同月)比	2020年 =100	前 年 (同月)比	前 年 (同月)比		前 年 (同月)比		先行	一致	遅行
		倍	%	万人	万人	万人	万人	%	%		%		%		%	百億円	%	件	%			
全 国	年 月																					
	2022	1.31	0.15	6,723	10	179	▲ 16	2.6	▲ 0.2	101.3	0.8	121.1	6.2	102.3	2.0	57,031	4.0	6,428	6.6	-	-	-
	2023	1.29	▲ 0.02	6,747	24	178	▲ 1	2.6	0.0	103.1	1.9	114.4	▲ 5.5	103.5	1.2	59,601	4.5	8,690	35.1	-	-	-
	2024	1.25	▲ 0.04	6,781	34	176	▲ 2	2.5	▲ 0.1 p	104.3	1.2	111.3	▲ 3.6 p	109.2	2.8	61,620	3.4	10,006	15.1	-	-	-
	2025 3	1.26	▲ 0.01	6,770	44	180	▲ 5	2.6	▲ 0.1	104.4	1.7	115.1	0.7	97.1	2.3	61,620	3.4	853	▲ 5.8	107.6	115.8	111.0
	2025 4	1.26	0.00	6,796	46	188	▲ 5	2.7	▲ 0.1	105.7	1.7	114.3	3.1	94.8	2.0	61,498	3.1	828	5.7	104.2	116.0 r	112.4
	2025 5	1.24	0.00	6,838	72	183	▲ 10	2.6	▲ 0.2	106.1	1.7	105.0	2.4	94.7	1.4	61,690	3.3	857	▲ 15.0	104.8	116.0	113.5
石 川 県	2025 6	1.22	▲ 0.02	6,873	51	176	▲ 5	2.5	▲ 0.1 p	106.2	1.5 p	109.2	0.7 p	160.6	2.5	62,333	3.8	848	3.4	…	…	…
	年 月			千人	千人	千人	千人									億円						
	2022	1.63	0.23	614.8	3.6	11.5	0.2	1.8	0.0	100.0	2.2	138.8	12.8	100.2	0.3	33,113	0.5	49	▲ 15.5	-	-	-
	2023	1.57	▲ 0.06	614.6	▲ 0.2	10.8	▲ 0.7	1.7	▲ 0.1	98.6	▲ 1.4	129.7	▲ 6.6	100.1	▲ 0.1	33,049	▲ 0.2	51	4.0	-	-	-
	2024	1.53	▲ 0.04	608.6	▲ 6.0	10.6	▲ 0.2	1.7	0.0	99.3	0.7	127.5	▲ 1.7	106.1	6.0	34,030	3.00	85	66.6	-	-	-
	2025 3	1.68	0.20							100.8	2.8	118.9	0.8	93.5	2.4	34,030	3.0	4	▲ 55.5 r	98.7	117.4 r	94.9
	2025 4	1.66	0.18	(4-6月)		(4-6月)		(4-6月)		101.5	2.1	121.7	0.0	91.1	3.5	33,845	3.5	3	▲ 50.0 r	100.2 r	114.7 r	96.8
	2025 5	1.65	0.16	609.6	2.0	12.7	2.2	2.0	0.3	101.6	2.0	104.7	▲ 4.3	91.3	3.2	34,861	5.4	8	0.0	100.0	121.1	98.0
	2025 6	1.62	0.17							…		…		…		35,052	5.9	9	125.0	…	…	…

- 注1) pは速報値、rは訂正值、※は年度値（国内銀行勘定は年度末の数値）、…は不詳。
- 注2) 前年(同月)比・差は、「百貨店・スーパー売上高」を除き、原指数による。
- 注3) 鉱工業生産指数については、年の値は原指数、月の値は季節調整済指数である。
- 注4) 「百貨店・スーパー売上高」の金額は全店、前年(同月)比は既存店によるものを掲載。
既存店とは、調査月において、当年と前年同月でともに存在した事業所の数値である。
- 注5) 平均消費性向とは、可処分所得に対する消費支出の割合である。2006年2月から対象世帯に農林漁家世帯が含まれている。
- 注6) 就業者数（全国）及び完全失業者数（全国）は、2022年1月結果から算出の基礎となる人口を2020年国勢調査を基準とする推計人口に切替えた。
- 注7) 国の景気動向指数（C I）の採用系列には、第16循環の景気の山の暫定設定にあわせ、第12次改定として、一致系列に輸出数量指数が追加された。
そのため、国の景気動向指数は2020年6月分速報から、第12次改定後の数値となり、景気動向指数は全系列、全期間が遡及改定となっている。

☆ご意見・お問い合わせは以下までお願いします。

統計情報室
生活社会グループ(内線3751)
TEL : 076-225-1343
FAX : 076-225-1345
メール: toukei@pref.ishikawa.lg.jp

〔付録〕主な景気関係指標の動き



○資料出所

	鉱工業生産指数	百貨店・スーパー 売上高	新車販売台数	新設住宅着工戸数	消費者物価指数	消費支出	平均消費性向
全 国	経済産業省「鉱工業生産・出荷・在庫指数」	経済産業省 「商業動態統計調査」	石川県自動車 販売店協会	国土交通省 「住宅着工統計」	総務省 「消費者物価指数」	総務省「家計調査」	
石川県	統計情報室「石川県鉱工業指数」				統計情報室 「金沢市消費者物価指数」		

	有効求人倍率	就業者数	完全失業者数	完全失業率	雇用指数	所定外労働時間 指数	賃金指数	国内銀行勘定	企業倒産件数	景気動向指数 (CI)
全 国	石川労働局	総務省「労働力調査」			厚生労働省「毎月勤労統計調査」			日本銀行	㈱東京商工リサーチ 「全国企業倒産状況」	内閣府「景気動向指数」
石川県		統計情報室「石川県労働力調査」			統計情報室「毎月勤労統計調査」					統計情報室